

# 大韓民国の2006年統一地方選挙

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER311 (Sep 28, 2007)

財団法人自治体国際化協会  
(ソウル事務所)



2	基礎自治団体長選挙	26
3	広域議会議員と比例代表選挙	27
(1)	概括	27
(2)	首都圏(ソウル特別市、仁川広域市、京畿道)	28
(3)	忠清圏(大田広域市、忠清北道、忠清南道)	28
(4)	嶺南圏(釜山広域市、大邱広域市、蔚山広域市、慶尚北道、慶尚南道)	28
(5)	湖南圏(光州広域市、全羅北道、全羅南道)	29
(6)	江原道・済州道地域	29
4	基礎議会議員と比例代表	29
(1)	概括	29
(2)	首都圏(ソウル特別市、仁川広域市、京畿道)	30
(3)	忠清圏(大田広域市、忠清北道、忠清南道)	30
(4)	嶺南圏(釜山広域市、大邱広域市、蔚山広域市、慶尚北道、慶尚南道)	31
(5)	湖南圏(光州広域市、全羅北道、全羅南道)	31
(6)	江原道	31
(7)	済州道	32
第5章	当選者の分析と選挙後の評価	33
第1節	当選者の分析	33
1	自治団体長の現職の再選率	33
2	職業・学歴別分析	34
3	性別・年齢別分析	36
第2節	今回の地方選挙に対する評価と問題点	37
1	与党の惨敗とその影響	37
2	首長と地方議会の同一政党支配による弊害	38
3	政党公認制の拡大とそれに対する評価	38
4	低い投票率	39
おわりに		40
資料編		41
参考文献		47

はじめに

2006年5月31日に投票が行われた統一地方選挙の候補者登録が5月16日に始まった。この日、それぞれの候補者が次々に各地の選挙管理委員会を訪れ、候補者登録した。今回の地方選挙は、ソウル特別市長・6つの広域市長・9つの道知事の広域自治団体長16人、市長、郡守、区長の基礎自治団体長230人、広域自治体議会議員733人（比例区78人含む）、基礎自治体議会議員2,888人（比例区375人含む）の合計3,867人を選ぶものであった。

今回で広域・基礎自治団体長と地方議会議員の同時選挙は第4回目の選挙であり、基礎自治団体議会議員選挙での政党公認制の拡大や中選挙区制の導入や選挙権の拡大、また、選挙運動の制限や選挙違反に対する罰則強化など、過去の国政選挙の教訓を生かして公明な選挙となるような制度改正が行われた。

また、来年2007年の大統領選挙の前哨戦と位置づけられるだけに、与野党も必勝体制で臨み、結果によっては政界再編につながる可能性もあるとして、韓国内のみならず海外からの関心も大きかった選挙である。

このレポートは、今回の統一地方選の意義や制度改正、選挙戦の状況を解説し、選挙結果とそれを通して考えられる問題点などを紹介している。

本書が広く日本の自治体の方に紹介され、韓国の政治情勢に対する理解を深めていただく一助となれば幸いである。

（財）自治体国際化協会 ソウル事務所長

## 概要

### 1 今回の統一地方選挙の意義と制度改正

2006年5月31日、広域自治団体の長・道知事を選ぶ広域自治団体長選挙、市・郡・特別区の長を選ぶ基礎自治団体長選挙、広域自治団体の議会議員選挙、基礎自治団体長の議会議員選挙を同時に行う統一地方選挙が投開票された。

今回の選挙は、現盧武鉉政権に対する中間評価の性格を帯びている上に、2007年12月の大統領選挙を控えて国民の支持の所在を計るバロメータとなるといわれた。また、選挙結果は今後政局の主導権をどの政党が掌握するのかを決定するのにも多大な影響を及ぼすことと予想された。

選挙関連法は、前回の全国選挙(2004年第17代国会議員総選挙)時に大幅に改正され、さらに選挙運動方法の個別的な制限、選挙の公正性と選挙管理の効率性を向上、選挙法違反に対する規制の強化という方向に改善された。具体的には基礎自治団体議会議員選挙における政党公認制の拡大、中選挙区制・比例代表制の導入、報奨金制度の強化、選挙権の拡大などが挙げられる。

### 2 主要政党の選挙戦の状況・世論調査

投票前の段階から野党ハンナラ党の優勢な状況は続いていた。そのような状況の中、投票前3日を切った2006年5月28日、当時ハンナラ党の朴槿恵(パク・クネ)代表の襲撃事件が起こり、ハンナラ党の独走をより加速させた。その他、盧武鉉政権と与党ウリ党に対する政治不信など各候補者自身の要因ではないさまざまな要因が大きく働いていた。

### 3 選挙結果と選挙後の評価

結果は予想されていた通りハンナラ党の圧勝となった。広域自治団体長選挙では与党ウリ党は全羅北道の1カ所しか当選を果たせず、基礎自治団体長選でも230カ所のうち19カ所獲得するに止まった。地方議員選でもハンナラ党が半数を大きく超える議席を獲得した。

歴史的なハンナラ党の勝利ではあったが、首長と地方議会の同一政党支配や地方行政の政治色が強くなったなどの問題が残された。

## 第 1 章 今回の統一地方選挙の意義

2006 年 5 月 31 日、地方自治が再開後 4 回目の統一地方選挙が行われた。

統一地方選挙とは、広域自治団体の長である市長・道知事を選ぶ広域自治団体長選挙、市・郡・特別区の長を選ぶ基礎自治団体長選挙、広域自治団体の議会議員（以下、広域議会議員）選挙、基礎自治団体の議会議員（以下、基礎議会議員）選挙の 4 つの選挙を同時に行うものである。なお、広域議会議員・基礎議会議員選挙は、地域選挙区と比例代表区の投票があるため、有権者は合計 6 種の投票を行う（表 1 参照）。

< 表 1 > 広域自治団体・基礎自治団体の選挙区分

広域自治団体（16）				基礎自治団体（230）			
		団体長	議会議員				議会議員
道（9）	道知事	道議会議員		市（75）	市長	市議会議員	
		地域区	比例区			地域区	比例区
広域市（6）	市長	市議会議員		郡（86）	郡守	郡議会議員	
		地域区	比例区			地域区	比例区
特別市（1）	市長	市議会議員		自治区（69）	区庁長	区議会議員	
		地域区	比例区			地域区	比例区

2006 年 5 月 31 日現在

住民の日常生活と密接な関連がある地域懸案を解決する政策決定者を自らの手で直接選出することによって草の根民主主義を発展させ、生活に密接した政治と行政が各地域で活性化される地方自治の開始点である。そのような点でも、他の公職選挙より有権者の冷静な選択が求められる。

これまで行われた 3 回の地方選挙の過程を顧みると、新しい選挙環境を造成するための多様な制度的努力により、選挙の公正さは順次増大してきたといえる。中央選挙管理委員会が 2004 年に調査した結果によると、2002 年の統一地方選挙が公正であったという評価が 46.3%、2004 年 4 月の第 17 代国会議員選挙においては 85.1%が公正であったという評価であった。

しかし実際の選挙戦は、政策や選挙公約について公正な議論がなされるよりは、一般的に候補者の人物、地域主義、金権選挙や組織が動員されたネガティブな選挙戦を見せてきた。このような既存の選挙方式は低い投票率<sup>1</sup>とあわせて、選挙を通じた代議制民主主義を発展させることへの限界をあらわしている。

<sup>1</sup> 第 4 章第 1 節参照

特に今回の地方選挙は 2004 年総選挙以後 2 年ぶりに開かれる全国単位の選挙であり、現盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権に対する中間評価の性格を帯びている上に、2007 年 12 月の大統領選挙を控えて国民の支持の所在を計るバロメータとなるといわれた。

また、選挙結果は今後政局の主導権をどの政党が掌握するのかを決定するのにも多大な影響を及ぼすことと予想された。

これらの多様で複合的な要因によって 2006 年地方選挙は早くから選挙戦が過熱する様相を呈していた。選挙運動の過熱ぶりは、地方選挙の低い投票率や金品散布と酒宴提供行為のような不法選挙運動の増加からも見て取れる。選挙日前 180 日までの不法選挙運動の告発は 2002 年統一地方選挙時の 34 件から 65 件増加し、99 件であった。

なお、今回の統一地方選挙の主な日程は、資料編資料 1 「2006 年第 4 回全国同時選挙事務日程」のとおりであった。

## 第2章 選挙制度の改正点と韓国の選挙運動について

### 第1節 選挙制度の改正

韓国の選挙制度は、2004年3月12日に大幅に改正された選挙関連法<sup>2</sup>のもとで行われた2004年4月15日の第17代国会議員総選挙の教訓を生かしつつ、過去の金権選挙と組織動員選挙を防ぐために選挙運動方法を個別的な制限・禁止に転換し、選挙の公正性と選挙管理の効率性を向上させる一方、選挙法違反に対する罰則を強化する方向に改善された。

2006年3月2日改正の公職選挙法の主要改正内容は次のように大きく6つに要約することができる。

#### 1 政党公認制の拡大

政党公認制は、前回2002年の統一地方選挙までは基礎議会議員を除く全ての地方選挙で政党が候補者を推薦できたが、今回の統一地方選挙から基礎議会議員にも政党公認制が拡大された<sup>3</sup>。

政党公認制を導入した結果、地方自治が中央政治に隷属するなどの理由で基礎議会議員選挙では政党公認排除を要求する意見が多く提起された<sup>4</sup>。

#### 2 基礎議会議員選挙における中選挙区制と比例代表制の新設

今回の統一地方選挙から、基礎議会議員選挙において、1つの選挙区から2～4人を選出する中選挙区制と、比例代表制が導入された<sup>5</sup>。

これにより基礎議会議員選挙地域選挙区では、公職選挙法により定められた総定数の範囲内で、各自治区・市・郡選挙区画定委員会が選挙区画定案を市・道議会に提出し、市・道議会では2005年12月から2006年1月までの間に基礎議員選挙区画定に関する条例を制定した<sup>6</sup>。また、比例代表区の議員定数は、当該自治区・市・郡議員定数の10/100とし端数は1人とされた。

これらの制度の導入により、選挙区数は前回の2002年統一地方選挙と比較すると、2,152カ所減少し、定数も543人減少した（表2、3参照）。

---

<sup>2</sup> 公職選挙法、政治資金法、政党法

<sup>3</sup> 公職選挙法第47条

<sup>4</sup> 第5章第2節3 政党公認制の拡大とそれに対する評価 参照

<sup>5</sup> 公職選挙法第20条第2項、第23条

<sup>6</sup> 公職選挙法第23条、26条

<表2> 選挙別選挙区数及び定数

(単位：人)

区分	合計	市・道知事	区・市・郡の長	広域議会議員			基礎議会議員		
				地域区	比例代表	教育議員(1)	地域区	比例代表	
選挙区数	2006年	2,180	16	230	655	16	5	1,028	230
	2002年	4,332	16	232	609	16	0	3,459	-
	増減	-2,152	0	-2(2)	46	0	5	-2,431	230
定数	2006年	3,872	16	230	655	78	5	2,513	375
	2002年	4,415	16	232	609	73	0	3,485	-
	増減	-543	0	-2	46	5	5	-972	375

(1) 済州特別自治道教育議員の新設

(2) 自治団体の新設(鶏竜(ケリョン)市 2003年9月19日、曾坪(チュンピョン)郡 2003年8月30日)、済州特別自治道新設による市・郡の廃止(4)。なお、済州特別自治道内の済州市及び西帰浦市については、従来の基礎自治団体ではなく行政市という名称になり、首長は道知事が任命するようになった。

<表3> 選挙区及び定数

(単位：区、人)

区分	計		市・道知事	自治区・市・郡の長	広域議会議員				基礎議会議員			
	選挙区数	定数			選挙区 = 定数	選挙区 = 定数	地域区		比例代表		地域区	
			選挙区	定数			選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
ソウル	310	551	1	25	96	96	1	10	162	366	25	53
釜山	145	246	1	16	42	42	1	5	69	158	16	24
大邱	87	154	1	8	26	26	1	3	43	102	8	14
仁川	94	156	1	10	30	30	1	3	42	97	10	15
光州	47	93	1	5	16	16	1	3	19	59	5	9
大田	50	88	1	5	16	16	1	3	22	55	5	8
蔚山	44	75	1	5	16	16	1	3	16	43	5	7
京畿	320	568	1	31	108	108	1	11	148	364	31	53
江原	125	228	1	18	36	36	1	4	51	146	18	23
忠北	99	175	1	12	28	28	1	3	45	114	12	17
忠南	128	233	1	16	34	34	1	4	60	152	16	26
全北	136	250	1	14	34	34	1	4	72	173	14	24
全南	175	317	1	22	46	46	1	5	83	211	22	32
慶北	199	363	1	23	50	50	1	5	101	247	23	37
慶南	185	333	1	20	48	48	1	5	95	226	20	33
済州	31	37	1		29	29	1	7				
合計	2,175	3,867	16	230	655	655	16	78	1,028	2,513	230	375

### 3 予備候補者制度の拡大

予備候補者制度は、第17代国会議員選挙から導入された制度であるが、第17代国会議員選挙日であった2004年4月13日の約1ヶ月前の3月12日に予備候補者関連規程が立法化されたことから実効性を収めるには限界があった。そのような意味でも統一地方選挙では今回が初めての導入となる。

選挙運動の自由拡大及び公正性確保の立場から、公職選挙に立候補しようとする者は市・道知事選挙の場合は選挙日前 120 日、基礎議会議員及び自治区・市・郡の首長選挙の場合は 60 日前から選挙管理委員会に予備候補者として登録し、制限的に選挙運動をできるようにした。

予備候補者として登録することにより、選挙期間前でも選挙事務所の設置や名刺交付、E-mail 発送、広報物の発送等、新人候補者も自身を周知できる十分な機会を得ることができるようになり、選挙運動方法も懸垂幕掲示、インターネット広告などのインターネット利用選挙運動拡大、形と色が同じ帽子・Tシャツの着用を許可するなど規制を緩和し現実に合うように調整された<sup>7</sup>。

#### 4 報奨金支給制度

第 17 代総選挙において最も大きい効力を発揮したとして評価されている選挙犯罪に対する報奨金支給制度は、有権者が金品や食物の提供を受けた場合、受けた金品の金額や食物価格の 50 倍の過怠金（過料）を課し、選挙犯罪申告者に対して最大 5 億ウォンまで褒賞金を支給するように規定している。この過怠金制度は選挙犯罪に対する申告・情報提供を活性化することが目的であり、金品及び酒宴を提供した候補者だけでなく受けた有権者にも適用される強力な罰則を設けた<sup>8</sup>。

その結果、前回 2002 年地方選挙に比べ、選挙法違反行為が大幅に減少した(8,685 件→5,914 件)。特に金品・食物提供(△40%)、誹謗・中傷宣伝(△52%)等選挙犯罪が顕著に減少するなど第 17 代国会議員選挙で醸成された公明正大な選挙基調がより一層発展したといえる。

#### 5 選挙権の拡大

全国単位の選挙では初めて満 19 歳の有権者が選挙に参加するように改正され、永住権を取得した後、3 年が経過した満 19 歳以上の外国人にも選挙権を付与した。今回投票権が付与された 19 歳有権者数は 616,844 人であった。2004 年の大統領選挙で 57 万票の差で勝敗がわかれたことを勘案すれば、決して無視することができない数値である。

また、今回選挙権が付与された外国人数は 6,726 人であり、中央選挙管理委員会の事前調査によると、調査対象 6,438 人のうち、華僑が 94.9%、日本人が 3.5%と大部分を占め、アメリカ人は 20 人、英国人は 10 人であった。しかし投票権付与基準が永住権取得の後 3 年居住した者であり、永住権を与える基準も年間所得 6,500 万ウォン以上などの制限がある。韓国在住の外国人は約 23 万 8,000 人とされており、大多数の外国人は選挙権を得ることができず選挙権付与の限界を現しているという指摘があった。

---

<sup>7</sup> 公職選挙法第 60 条の 2、3、第 61 条

<sup>8</sup> 公職選挙法第 262 条の 3

## 6 地方議会議員比例選挙区における女性候補割当制

今回の地方議会議員選挙での女性の比重は大幅に増加した。改正公職選挙法が広域・基礎議会議員比例代表の50%以上を女性に公認するように義務化したためである<sup>9</sup>。また基礎議会議員にも比例代表制が導入され、今回の選挙は地方政治の舞台で女性の比重が飛躍的に拡大される契機となる見込みであった。

また、今回の地方選挙に出馬した女性候補は1,411人（全候補者のうちの11.5%）であり、2002年地方選挙の時の394人（3.6%）に比べ3倍以上増加した。また、2002年地方選挙の時は女性広域自治団体長の候補がいなかったものの、今回はソウル特別市長選の康錦実（カン・グムシル）元法務長官（ウリ党）と蔚山広域市長選の盧玉姫（ノ・オクヒ）候補（民主労働党）の2名が擁立された。

## 7 その他の改正事項

### (1) 濟州道特別自治道誕生に伴う改正

2006年7月1日濟州特別自治道の誕生に備え2006年2月21日に制定された「濟州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法（以下、濟州特別自治道設置法）」により、行政単位を4市郡から2行政市に改編し、行政市長は道知事からの任命制となった<sup>10</sup>。

また、同法で新たに教育委員会の構成員として教育議員を5名と定め、今回の統一地方選挙で直接選挙を行った<sup>11</sup>。

### (2) 地方議会議員の有給制

地方議会議員選挙に関しては、2005年8月の地方自治法改正に伴い、2006年1月から広域議会議員と基礎議会議員が有給化された<sup>12</sup>。これは、専門性を持った人材が職業として地方議政に専念できるようにする趣旨で導入された制度である。これにより政治的要人はもとより、市民・社会団体従事者及び一般会社員までが出馬したと考えられ、広域議会議員733人、基礎議会議員2,888人を選ぶ今回の地方選挙の全体の競争率は過去最高の3.2倍となった（表4参照）。

---

<sup>9</sup> 公職選挙法第47条第3項、第4項

<sup>10</sup> 濟州特別自治道設置法第17条第2項

<sup>11</sup> 同法第80条

<sup>12</sup> 地方自治法第32条第1項第3号

<表4> 2006年地方選挙定数及び候補者数と過去の競争率

区分	定数	候補者数	06年競争率	02年競争率	98年競争率	95年競争率	
全体	3,867	12,213	3.2	2.5	2.3	2.7	
広域自治団体長	16	66	4.1	3.4	2.5	3.7	
基礎自治団体長	230	848	3.7	3.2	2.9	4.1	
広域議会議員	地域区	655	2,068	3.2	2.5	2.5	2.8
	比例区	78	211	2.7	2.9	2.5	2.8
	計	733	2,279	3.1	2.6	2.5	2.8
基礎議会議員	地域区	2,513	7,995	3.2	2.4	2.2	2.6
	比例区	375	1,025	2.7	-	-	-
	計	2,888	9,020	3.1	2.4	2.2	2.6

## 第2節 韓国の選挙運動

### 1 選挙運動制限の具体的内容

韓国では1994年の公職選挙法制定で、選挙運動の包括的制限・禁止を廃止し、個別的制限・禁止方式に移行したが、選挙の自由と公正のために選挙運動の時期・主体・方法・費用に対して一定の制限をおいている。

#### (1) 時期の制限

現行の公職選挙法での選挙運動は、候補者登録締め切り日の翌日から選挙日前日まで行うことができる。したがって、この期間以外のあらゆる選挙運動は違法であるとして処罰対象になる。ただし、予備候補者に登録した場合、選挙運動期間前にも名刺や広報物などを利用した選挙運動ができる。

#### (2) 主体の制限

公職選挙法では、誰でも自由に選挙運動ができるという宣言的規定において選挙運動ができない者の身分を個別に列挙している。これに伴い、公務員、選挙権のない者、未成年者（19才未満）、外国人、郷土予備軍小隊長級以上の幹部、統・里・班長、住民自治委員会委員、正しい生活運動協議会・セマウル運動協議会・韓国自由総連盟の代表者及び常勤役職員などは選挙運動をすることができない。

#### (3) 費用の制限

韓国では選挙管理委員会が当該選挙の選挙費用制限額を総額で算出して決定する行政制限主義と総額制限主義を採択している。

一方、選挙費用制限額制度の実効性を確保するために選挙費用制限額の0.5%以上を超過支出する行為を独立的な選挙犯罪の構成要件に定めて処罰しており、選挙事務長または選挙事務所の会計責任者または予備候補者の会計責任者がこれに違反して懲役刑または300万ウォン以上の罰金刑の宣告を受けた時にはその候補者の当選を無効にする。

#### (4) 方法の制限

選挙法では選挙運動方法に多様な制限をおいており、類型別に制限・禁止する

具体的な事例は次のとおりである。

- ア 選挙運動妨害行為として演説及び対談・討論妨害行為、地位を利用した選挙運動行為。
- イ 買収及び寄付行為として有権者・候補者などに対する買収行為、当選者に対する買収行為、新聞・放送買収行為、寄付行為等。
- ウ 不公正な行為としては私組織を利用した選挙運動、類似機関設置行為、郷友会・宗親会<sup>13</sup>開催、新聞・放送などを不正利用する行為等。
- エ 有権者の平穏な日常生活を侵害する行為として夜間演説の制限、演説場所の制限、戸別訪問の制限、行列などの制限、スピーカー装置の使用制限等。
- オ 善良な風俗その他社会秩序を侵害する行為として候補者誹謗行為、虚偽事実公表行為等。

## 2 選挙運動の方法

韓国憲法に内在されている原理として選挙運動の自由が認められており、公職選挙法でも選挙運動の自由を宣言しているが、前述のとおり選挙の公正と機会均等のために主体・時期・方法などに対する個別的な制限・禁止規定がおかれている。このため実際に可能な選挙運動方法は限られている。

公職選挙法で、許可されている選挙運動を類型別に分類すれば、マスメディアを利用した選挙運動、集会を利用した選挙運動、対談・討論会を通じた選挙運動、印刷物による選挙運動、電気通信による選挙運動、施設物による選挙運動、選挙事務関係者による選挙運動などがある。

### (1) マスメディアを利用した選挙運動

#### ア 放送演説

放送演説は地域区広域議会議員選挙と基礎議会議員選挙を除く選挙で許可されている（表5）。

<表5> 選挙別テレビ及びラジオ放送演説現況

選挙名	演説者	演説時間	演説回数
大統領選挙	候補者・演説員	20分以内	放送別・演説者別 各11回以内
市・道知事選挙	候補者	10分以内	放送別 各5回以内
国会議員選挙、 区・市・郡の長選挙	候補者	"	地域放送施設利用 放送別 各2回以内
比例代表国会議員選挙	候補者2人	"	放送別 各1回
比例代表広域議員選挙	候補者2人	"	地域放送施設利用 放送別 各1回

<sup>13</sup>同姓・同本貫の一族の親睦団体

## イ 経歴放送

経歴放送とは、大統領選挙、国会議員選挙、地方自治団体長選挙で実施されており、韓国放送公社が選挙運動期間中、テレビ・ラジオの放送施設を利用し、候補者ごとに毎回2分以内で管轄選挙管理委員会が提供する候補者の写真・姓名・年齢・所属政党名及び職業その他主要な経歴を知らせる放送のことをいう。

<表6> 選挙別テレビ及びラジオ経歴放送回数

選挙名	放送回数	備考
大統領選挙	各8回以上	地域放送施設 利用可能
市・道知事選挙	各2回以上	
国会議員選挙	各3回以上	
区・市・郡の長選挙		

### (2) 集会を利用した選挙運動

公開場所での演説・対談

公開場所での演説・対談とは、候補者などが道路周辺、広場、住民会館、市場、店舗など人が多数往来する公開場所を訪問し、政党や候補者に対する支持を訴える演説をしたり聴衆の質問に答える方式で対談することを指す。いわゆる街頭演説ともいう。

### (3) 対談・討論会を利用した選挙運動

ア マスコミ機関の候補者招請対談・討論会

マスコミ機関の候補者招請対談・討論会とは、大統領選挙、市・道知事選挙、国会議員選挙でのみ許可される選挙運動方法であり、テレビ・ラジオ放送局、一般日刊新聞社及びインターネット言論社などのマスコミ機関が選挙期間中に候補者または対談・討論者を招請して所属政党の政策や候補者の政見、その他の事項を周知するための対談・討論会を開催し、これを報道することをいう。

### (4) 印刷物による選挙運動

ア 宣伝ポスター

宣伝ポスターとは、大統領選挙では76cm×52cm、その他の選挙では53cm×38cmの大きさの候補者の写真と主要な経歴、選挙スローガンなどを天然色で製作し、選挙管理委員会に提出し、選挙管理委員会が掲示板、塀などに貼付する広報物をいう。

## イ 選挙公報

選挙公報は宣伝ポスターとは異なり、他人と共に取った写真も掲載することができ、視覚障害者のために点字でも製作できる。選挙公報は、政党または候補者が作成し選挙管理委員会に提出すれば選挙管理委員会が選挙区内の各世帯

と不在者申告者に発送する。

#### **(5) 電気通信による選挙運動**

電気通信とは“有線・無線・光線その他の電子的な方式によって符号・文言・音響または映像を送信したり受信すること”を指しており、電話・コンピュータ通信・ファクシミリなどがこれに属する。公職選挙法では電気通信による選挙運動を原則的に禁止しているものの例外的にインターネット（広告を含む）と電話による選挙運動などは制限付きで認めている。

##### **ア インターネットホームページの活用**

選挙運動ができる者は選挙運動期間中、情報通信網を利用してインターネットホームページまたはその掲示板などに選挙運動のための内容の情報を掲示したり電子郵便を電送する方法で選挙運動ができる。

ただし、情報受信者の明らかな受信拒否意志に反して選挙運動目的の情報を電送してはならない。

##### **イ 電話による選挙運動**

選挙運動ができる者は選挙期間中、午前6時から午後11時まで電話を利用した選挙運動ができる。ただし、一般事務室や家庭に選挙運動を目的に臨時電話を追加設置して選挙運動に活用することや、選挙事務所または選挙連絡所に設置したとしてもコンピュータを利用した自動送信装置を設置した電話の場合には選挙法違反で処罰対象になる。

また、電話を利用して音声で選挙運動情報を電送する場合には接続時、受信者に受信可否に関する意志を聞いて受信者が同意する場合に限り電送できる。

#### **(6) 施設物による選挙運動**

施設物による選挙運動方法には選挙事務所及び選挙連絡所に掲示する看板、扁額、懸垂幕と邑・面・洞別に1枚ずつ掲示する懸垂幕などがある。

#### **(7) 選挙事務関係者による選挙運動**

選挙事務所または選挙連絡所を設置した者は、選挙事務長または選挙連絡所長1人を置かなければならない。また、選挙事務長及び選挙連絡所長は選挙に関する事務を処理するために選挙運動ができる者の中で表7のように選挙事務員をおくことができる。

<表7> 選挙別選挙事務員数現況

選挙名	選挙運動機構	選挙事務員数
大統領選挙	選挙事務所	市・道数の6倍数以内
	市・道選挙連絡所	市・道の中の区・市・郡数以内
	区・市・郡選挙連絡所	区・市・郡の中の邑・面・洞数以内
市・道知事選挙	選挙事務所	市・道の中の区・市・郡数以内
	区・市・郡選挙連絡所	区・市・郡の中の邑・面・洞数以内
国会議員選挙	選挙事務所	区・市・郡の中の邑・面・洞の3倍数以内
区・市・郡議長選挙	選挙連絡所	区・市・郡の中の邑・面・洞の3倍数以内
比例代表国会議員選挙	選挙事務所	市・道数の2倍数以内
地域区地方議員選挙	選挙事務所	市・道議員選挙：10人以内 区・市・郡議員選挙：5人以内
比例代表地方議員選挙	選挙事務所	市・道議員選挙：区・市・郡数以内 (20未満である場合は20人) 区・市・郡議員選挙：区・市・郡の中の邑・面・洞数以内

### 第3章 主要政党の選挙戦の状況

この章では、韓国の主要政党の政策や懸案に対する立場を比較・分析し、選挙戦の状況とあわせて紹介する。

ここで紹介する主要政党は次のとおりである。

#### 開かれたウリ党（ウリ党）

新千年民主党を離党した盧武鉉大統領を支持する47人の国会議員により2003年11月11日に創党された。2004年の第17代国会議員総選挙では152議席を獲得し名実共に政権与党となったが、その後の再・補欠選挙では野党に敗北している。

#### ハンナラ党

1997年11月21日、当時政権与党だった新韓国党がIMF金融危機による党の支持低下から大統領選挙を控え状況を打開するため既存の新韓国党からハンナラ党に名称変更した、韓国の代表的保守政党である。慶尚道地域を支持基盤とし、2004年の第17代国会議員総選挙で121議席を獲得し野党第一党となった。

#### 民主党

2003年11月に新千年民主党の党内改革を要求した勢力が離れウリ党を創党し、勢力が弱まった。2004年の第17代国会議員総選挙では9議席を獲得し、全羅道地域を支持基盤とする。2006年5月に党名を変更した。

#### 民主労働党

資本主義社会の桎梏の克服、民族統一国家の建設を目的として2000年1月30日創党された進歩政党である。2004年の第17代国会議員総選挙では10議席を獲得していた。

#### 国民中心党

2006年1月17日、沈大平（シン・デピョン）前忠清南道知事の主導により結成された保守政党である。忠清道での票の獲得を目標としており、2006年末現在の国会議員議席数は5議席である。

### 第1節 政党別政策懸案と公約

中央選挙管理委員会が5月10日にホームページに掲載した各政党の「19の懸案に対する立場（表8）」と「10大基本政策と公約（表9）」を比較・分析すると、政策懸案と各党の公約では、ウリ党・ハンナラ党は対北朝鮮政策と教育の平準化問題を除けば政策・懸案に対する類似点が多かった。また、人権と「開発より保全」を強調する民主労働党とその他政党間の溝が最も深く、国民中心党が最も保守的な路線を見せた。

<表8> 政党別主な政策・懸案に対する立場

( :賛成、 :条件付き賛成、?:留保、 :条件付き反対、×:反対)

	政策・懸案	ウリ党	ハンナラ党	民主党	民主労働党	国民中心党
経済・民生	首都圏産業団地の規制緩和				×	×
	松坡(ソンパ)新都市建設					
	住宅財産税の国税転換		×	×	×	×
	外国人労働者雇用拡大					
社会・福祉	死刑制度廃止		?			×
	インターネット自由掲示板への実名認証制導入				×	×
	人間胚芽複製・許可				×	
	CCTV(監視カメラ)設置の拡大				×	×
	土地賃貸式アパートの制度化	?				×
教育・環境	自立型私立高校拡大	?			×	
	ゴルフ場建設規制緩和	?	×		×	
	高校等級制の許可	×		×	×	
	教育監の直選制					
政治・行政	自治警察制の導入					
	地方選挙地域区女性割当制の義務化					?
	基礎議員の政党公認制廃止		?		×	
外交・安保	韓・米FTA早期締結				×	×
	地方政府の対北朝鮮支援の拡大					×
	韓・中間協力の韓・米の水準強化		?			?

### 1 政党別色合い

ウリ党とハンナラ党は19の政策・懸案の賛否を分類すると、概ね13の政策で一致した。松坡新都市建設と首都圏産業団地規制緩和などの成長・開発政策に対し

ては賛成であり、インターネット自由掲示板への実名認証制とCCTV（監視カメラ）の設置拡大にも積極的である。韓・米FTA早期締結にも賛同しており、韓国・中国間の協力関係を韓国・米国水準まで拡大する問題もウリ党は積極的で、ハンナラ党が「韓・米同盟」を前提にしながらも戦略的接近の必要性の点では賛成した。ハンナラ党は地方政府の対北朝鮮支援拡大も透明性の確保という条件付きで賛成した。ウリ党と民主党も社会福祉・対北朝鮮政策・行政分野を中心に13項目が類似していた。

一方民主労働党は、松坡新都市建設と首都圏産業団地・ゴルフ場の規制緩和に反対し、人間胚芽複製・インターネット実名認証制・死刑制度に反対して明確な人権志向路線を取った。国民中心党は、最も保守的な対北朝鮮政策と積極的な開発・開放政策を堅持し、民主労働党とは保守・革新の反対姿勢を取った。

与野5党は、不法滞留者解決と制約的導入を前提とした外国人労働者雇用拡大（条件付き賛成）、教育監直選制（賛成）、住宅財産税国税転換（反対）、地方選挙地域区の女性割当制（賛成）で概ね同じ立場を取った。

## 2 各主張の争点

各党の立場が分かれたところは、教育、韓・米FTA・死刑制度の問題であった。高校等級制（平準化廃止）に対してウリ党・民主党・民主労働党は序列化と学校以外の私教育過熱を憂慮して反対し、ハンナラ党と国民中心党は、競争力拡大と自律性拡大のために賛成の側に立った。

韓・米FTAについては、ウリ党は賛成（国益極大化・農畜産業ソフトランディング誘導）、ハンナラ党は条件付き賛成（交渉の透明化）、民主党は条件付きで反対（農・水・畜産業の打撃）、民主労働党・国民中心党は反対（国内経済の疲弊）と分れた。死刑制度廃止についてはウリ党・民主党・民主労働党が支持、国民中心党は反対、ハンナラ党は長期課題であるとしながら否定的慎重論を展開した。首都圏産業工業団地の規制緩和は巨大両党が同意し、地方財政拡充を代表公約に掲げる民主党・国民中心党は反対した。

## 3 バラ色の公約

取り揃えられた公約は政党ごとに強調する点が違うものの、投票者の顔を窺うようなものであった。雇用創出と中小企業、農・漁村支援拡大は各党一致し、アトピー・シックハウス症候群対策と大気汚染改善問題も関心事として挙げられている。ウリ党とハンナラ党は再建築規制について‘強化’対‘緩和’と意見が分かれ、ハンナラ党はニュータウン拡大を公約した。南北問題については、ウリ党が民間人出入統制線（非武装地帯）の距離縮小（15km→10km）、民主労働党は接近地域に平和村を造成すると表明、ハンナラ党は北朝鮮人権法を制定すると公言した。ウリ党は放課後の学校拡大、ハンナラ党は私立大の寄付金10万ウォン税額控除を公約とした。

ウリ党と民主労働党は住民召還制（リコール）など地方政府の牽制強化を表明し、民主労働党は地方政府の要人聴聞会導入を提案した。一方、国民中心党と民主党は国税の地方税委譲拡大と農・漁村予算拡充など地方政府強化に重点をおいた。

<表 9 > 5大政党10大基本政策

政党	政策分野	基本政策
ウリ党	経済・民生	自由と公正、経済革新で社会統合の市場経済と世界一産業国家の建設
		経済活性化により雇用を創出し、不動産市場の安定化により国民の住居生活の安定
	社会・福祉	男女平等で幸せな家族、低出産率克服と高齢化社会への備え
		両極化解消と先進福祉社会の具現
	教育・環境	教育革新と公教育内実化
		快適な生活環境と持続可能な社会の追及
	政治・行政	参加と包容の先進民主主義
		有能な民主政府
	外交・安保	韓半島平和体制と経済共同体の構築
		協力的自主国防の達成
ハンナラ党	経済・民生	庶民生活保護と経済活性化のための税金引き下げ
		農漁民の所得を増大させ住みよい農漁村建設及び農漁民の命の質の向上
	社会・福祉	女性の社会活動のための障害除去
		全国民が恩恵を受けられるきめ細かい福祉社会の具現
	教育・環境	教育の先進化
		人と自然が調和する持続可能な発展のための努力
	政治・行政	不正腐敗剔抉のため確実な制度的政治
		画期的な地方分権を實踐し、競争力のある地方政府をつくる
	外交・安保	北朝鮮核問題の解決及び韓半島の安定と平和体制の構築
		‘孤立’ではなく‘公助・協力’中心の外交システム確保と安定した通商政策の推進
民主党	経済・民生	民生経済回復のための成長動力の持続的な拡充
		命の質向上による豊かな未来社会建設

	社会・福祉	共に生きる正当な共同体建設
		生産的福祉の実現と健康な命の保障
	教育・環境	創意的な人材養成による21世紀教育立国の具現
		きれいな環境保全と持続可能な発展の追及
	政治・行政	参加と自治拡大を通じた民主社会の具現
		分権化・自律化による先進地方時代の実現
	外交・安保	アジア・太平洋平和共栄の建設と安保力量の強化
		南北和解協力の発展と平和共存・統一基盤の確立
民主労働党	経済・民生	非正規職を正規職化させ、同一労働同一賃金の実現
		高所得高価値財産保有者に対する課税強化による民生福祉予算の拡充
	社会・福祉	無償医療の実現
		‘公共教育施設対比50%児童対比70%まで拡充’ ‘放課後児童・青少年活動条例制定’ - 子育ては金儲けではなく地域社会の責任で
	教育・環境	学校室内大気質改善条例をつくり、子どものアトピーと喘息から解放する
		無償教育
	政治・行政	腐敗政治・地域主義政治・既得権政治剔決のための政治改革の実現
		腐敗・無能地方議会を一掃するための生活自治の実現
	外交・安保	東アジアの社会・経済的安保の実現
		韓半島平和体制の実現
国民中心党	経済・民生	起業しやすい先進経済強国、全国民が住みよい国の建設
		中産層の拡大及び市民生活の向上
	社会・福祉	助けとやりがい共存する‘働く’福祉国家の建設
		若く活気あふれる国家の建設
	教育・環境	公教育正常化による‘学びやすい国’建設
		環境・経済・社会が共存する持続可能な親環境的発展の実現
	政治・行政	国民中心の生活自治実現による暖かい社会の建設
		分権型政党制と分権型政府の指向

	外交・安保	堅固な安保を土台とした世界一流国家の建設
		自由民主主義と市場経済に立脚した南北韓平和統一の指向

## 第2節 地方選挙終盤戦の世論調査

今回の地方選挙は歴代地方選挙の中で最も興味の薄い選挙として記録されるといわれた。それは、ハンナラ党の一方的な優勢で始まりそのまま終わる雰囲気がかであったからである。優劣を予想することが難しい激戦区も少なく、党対党の対決という状況で、二転三転するということもなかった。

しかし、今回の地方選挙の意味は決して軽視できないという政治関係者の指摘もあった。まず、今回の選挙の結果が選挙直後に行われるであろう政界改編の下地になるからである。また選挙の結果によっては各政党の進路だけでなく存続までも左右され、大統領選挙候補の運命も決定されるだろうという分析もある。

地方選挙投票まで残り三日まで迫った2006年5月28日、野党ハンナラ党朴槿恵（パク・クネ）代表<sup>14</sup>の襲撃事件により選挙戦終盤状況が動くことになった。朴代表の襲撃事件は有権者の情緒を刺激しハンナラ党の独走体制を加速化した反面、ウリ党にはただでさえ悪い形勢の中まさに‘泣き面に蜂’のような衝撃を与えた。

投票前の世論調査から16市道広域団体長選の状況を見ると、11（ハンナラ党）、2（ウリ党）、2（民主党）、1（競合）の状況であった中盤の状況は、終盤にはウリ党と無所属候補がそれぞれ優勢であった大田広域市と済州道においてもハンナラ党が徐々に躍進することになった。このために今回の選挙も「11（ハンナラ党）、4（民主党）、2（自民連）」という結果で与党（民主党）が惨敗した2002年地方選挙の再現になるのではないかという見方が強かった。

もしハンナラ党が勝利すれば自力での勝利と言うよりは、与党（ウリ党）の失政にともなう反射的な利益という側面が大きいといえる。これは、盧武鉉政権と与党に対する国民離れの影響が今回の地方選挙の与党の敗北と野党の勝利に同じ原因を提供しているという分析が可能であるからである。特に盧武鉉政権は、30%台の国政支持率<sup>15</sup>を維持しているが、政権与党の失政に対する最終責任は大統領が負わなければならないという認識が有権者の中にはあるようである。

投票前の2006年5月23、24日に実施された文化日報・YTN・韓国リサーチの共同調査では「選挙結果功罪の責任の所在」は次のような結果であった。

### 1 ウリ党の敗因分析

<sup>14</sup> 2006年統一地方選挙当時。2006年6月16日2007年12月の大統領選挙出馬のため辞任。

<sup>15</sup> 2006年5月31日統一地方選挙時現在

「ウリ党が今回の選挙で敗北すれば誰の責任が最も大きいか」という質問に、回答者の31.4%が盧武鉉大統領と回答した。次いでウリ党の政策と選挙運動（18.5%）、政府（17.8%）という回答であった。朴槿恵ハンナラ党代表の襲撃事件を原因とみる回答者も8.4%で、鄭東泳（チョン・ドンヨン）ウリ党議長（6.2%）とウリ党候補自身（5.4%）より高かった。

与党敗北責任の所在に対する認識は年齢別で差があった。20代ではウリ党の政策と選挙運動、30代は政府、40代以上は盧武鉉大統領という結果であった。地域別にはソウル特別市、仁川広域市、京畿道、大田広域市、忠清北・南道、大邱広域市、慶尚北道で盧武鉉大統領とする割合が35%と最も高く、光州広域市、全羅北・南道では20.6%と最も低かった。ハンナラ党支持者は盧武鉉大統領に最も責任があるとする割合が41.2%に達し、ウリ党と政府だという回答は10%代に過ぎなかった。

## 2 ハンナラ党の勝因分析

「ハンナラ党が勝利した場合の最大要因は」という問いに対しては、朴槿恵ハンナラ党代表という回答が26.6%で最も高かったが、盧武鉉大統領と政府の失政（26.4%）とほとんど差がなかった。「ウリ党の失政」という回答の20.2%を加えると過半数に近い46.6%がハンナラ党の勝因を与党の失政にともなう反射的な利益であると判断したといえる。

ハンナラ党支持者の52.4%が与党の失政を最大要因であると思った反面、ウリ党の支持者は朴槿恵代表（31.4%）の功績を最も大きいと見た。全体回答者の中で、「ハンナラ党候補自身」と「ハンナラ党の政策と選挙運動」が勝因だという回答は各10.8%と6.5%に止まった。

## 第4章 選挙結果

### 第1節 投票率

#### 1 結果

今回の統一地方選挙の投票率は51.6%であった。当初の史上最低になるかもしれないという憂慮とは異なり、2002年地方選挙の際の48.9%より多少高い数値であった。

地域別では、最大激戦地であった済州道の投票率が67.3%で最も高く、続いて全羅南道（64.3%）、慶尚北道（61.5%）などの順番だった。投票率が最も低い地域は仁川広域市（44.3%）、光州広域市（46.3%）、京畿道（46.7%）の順であった。また、ソウル特別市は49.8%を記録した（表10参照）。

<表10> 歴代統一地方選挙投票率の比較 (単位：%)

区分	2006年地方選挙	2002年地方選挙	1998年地方選挙	1995年地方選挙
計	51.6	48.9	52.6	68.3
ソウル特別市	49.8	45.8	46.9	65.9
釜山広域市	48.5	44.6	46.7	66.3
大邱広域市	48.5	41.4	46.7	64.0
仁川広域市	44.3	39.3	43.3	62.0
光州広域市	46.3	42.3	45.1	64.9
大田広域市	49.4	42.3	44.4	67.0
蔚山広域市	52.8	52.3	57.6	- ( )
京畿道	46.7	44.6	49.9	63.3
江原道	58.7	59.3	64.3	74.8
忠清北道	54.7	55.8	61.0	72.2
忠清南道	55.8	56.2	59.5	73.8
全羅北道	57.9	55.0	57.6	73.7
全羅南道	64.3	65.6	68.2	76.1
慶尚北道	61.5	60.4	64.9	76.8
慶尚南道	57.8	56.5	61.1	73.1
済州道	67.3	68.9	73.2	80.5

蔚山広域市は1997年に広域市に昇格

#### 2 投票率上昇の要因

2002年地方選挙より投票率が上がった理由としては、様々な要因が絡み合った結果だと分析されている。

2002年地方選挙の開催時には、サッカーワールドカップが韓国国内で開催され

たうえ、選挙投票日が6月13日、ワールドカップ期間中であったため選挙に対する関心が非常に低かった。今回も同じく、サッカーワールドカップ期間中ではあったが、前回2002年と比較すると国民のワールドカップに対する関心は低かったように見える。

また、ハンナラ党の朴槿恵代表の襲撃事件により、ハンナラ党の圧勝に対する憂慮からウリ党の支持層を投票に向かわせた側面もあるという分析もある。

地方では基礎議会議員候補たちが縁故のある有権者を投票所に積極的に動員したことも投票率上昇の原因として議論されている。

このほか、○地方選挙及び地方自治に対する関心が高まった、○誹謗宣伝が減少し、例年に比べて政治に対する嫌悪が激しくなかった、○中央選挙管理委員会などの政府機関の積極的な公報なども投票率を高めた要因とされている。

## 第2節 選挙別結果分析

### 1 広域自治団体長選挙

16広域自治団体長の選挙ではハンナラ党が首都圏を含んだ12カ所を占め、民主党が光州広域市、全羅南道の2カ所、ウリ党が全羅北道、無所属が済州道で当選した（資料編 資料4「広域自治団体長当選者の分布」参照）。

ハンナラ党が当選した場合の広域自治団体長の得票率は大部分で2～3倍の得票差をつけており、ハンナラ党が圧倒的な支持を受けていることがうかがえる。

#### (1) 首都圏（ソウル特別市、仁川広域市、京畿道）

地方選挙の勝敗を分けるといわれる首都圏では、投票前からほとんど2倍の差でハンナラ党の候補がウリ党候補を圧倒しており、朴代表襲撃事件以後格差がより広がり、劇的な出来事がない限り、逆転は不可能であると選挙専門家は見ていた。

ソウル特別市（有権者数7,983,648人 投票数3,977,842票）

団体名	ウリ党	ハンナラ党	民主党	民主労働党	国民中心党	市民党	韓国の未来を準備する党	無所属
氏名	康錦実 カン・クムシル	呉世勳 オ・セフン	朴柱宣 パク・ジュン	金鍾哲 キム・ジョンチョル	任雄均 イム・ウンギョ	李奎善 イ・グイソン	李泰熙 イ・テヒ	白承元 バク・スンウォン
得票数	1,077,890	2,409,760	304,565	117,421	14,111	4,790	4,481	13,808
得票率(%)	27.3	61.1	7.7	3	0.4	0.1	0.1	0.3

最大の勝負どころであるソウル特別市長選挙の場合、ハンナラ党呉世勳（オ・セフン）候補が投票前の世論調査で50%以上の支持率を確保し、同じく支持率20%代であるウリ党の康錦実（カン・クムシル）候補を大幅に引き離し大勢を決定付けた様相であった。康錦実候補陣営も形勢を逆転できる可能性は低いと見て、勝敗よりはむしろ康候補の得票率を注視し、選挙以後ウリ党が首都圏で再起できる可能性を計るバロメータとして見ていた。

このため康候補は、72時間夜通し遊説を繰り広げるなど死力を尽くし、民主党

の朴柱宣（パク・ジュソン）、民主労働党の金鍾哲（キム・ジョンチョル）、国民中心党の任雄均（イム・ウンギョン）候補も終盤の追撃戦を繰り広げたが、結果は呉世勳候補が61.1%の得票率で圧勝した。

#### 仁川広域市・京畿道

団体名	有権者数	投票数	ウリ党	ハンナラ党	民主党	民主労働党
仁川広域市	1,940,403	859,506	崔箕善	安相洙	申景澈	金聖珍
			チェギソン	アンサンス	シンギョソル	キムソジン
		投票数	200,650	526,932	44,339	78,898
		得票率(%)	23.6	61.9	5.2	9.3
京畿道	7,918,828	3,695,552	陳大済	金文洙	朴正一	金容漢
			ジンデジエ	キムムンス	パクジョンイル	キムヨハン
		得票数	1,124,317	2,181,677	148,409	201,106
		得票率(%)	30.8	59.7	4.1	5.5

仁川広域市長選挙戦はハンナラ党の前職安相洙（アン・サンス）候補とウリ党の前々職崔箕善（チェ・ギソン）候補との一騎打ちになったが前職に軍配が上がった。

京畿道知事選では、投票前の世論調査でハンナラ党の金文洙（キム・ムンス）候補が40%代の支持率で、同じく20%代のウリ党の陳大済（ジン・デジエ）候補に水を開けていた。結果は予想どおりハンナラ党の圧勝であった。

#### (2) 忠清圏（大田広域市、忠清北道、忠清南道）

2002年大統領選挙と2004年総選挙の時、与党票の中心的役割を果たした忠清圏は、今回の地方選挙ではウリ党とハンナラ党の接戦地域となった。広域自治団体長選挙では、忠清北道と忠清南道ではハンナラ党が、大田広域市ではウリ党が優勢だった。特に忠清圏は、他の地域に比べて浮動層が多く終盤まで予断を許さない地域であり、接戦地域と見られていた。

#### 大田広域市

団体名	有権者数	投票数	ウリ党	ハンナラ党	民主党	民主労働党	国民中心党	韓国の未来を準備する党
大田広域市	1,077,468	532,568	廉弘喆	朴城孝	崔基福	朴春鎬	南忠熙	高樂正
			ヨムホンチョル	パクソンヒョ	チェキボク	パクチュンホ	ナムチュンヒ	コナクジョン
		得票数	217,273	231,489	6,442	14,899	55,231	2,707
		得票率(%)	41.1	43.8	1.2	2.8	10.5	0.5

今回の選挙で注目を集めている地域のひとつである大田広域市長選挙では現職であるウリ党廉弘喆（ヨム・ホンチョル）候補が世論調査で40%代の支持率を確保し、支持率が20%代であったハンナラ党の朴城孝（パク・ソンヒョ）候補を大きく引き離していた。

中央、東亜日報（調査機関：コリアリサーチセンター、調査時点：5月23日）

の世論調査によれば廉、朴候補の支持率はそれぞれ48%と23%、42.4%と28.0%であった。

しかし、朝鮮日報が世論調査公表の最終時点である5月23～24日に韓国リサーチに依頼して調査した結果は、34.4%と26.9%で格差が狭まっていた。ハンナラ党は大田広域市に選挙対策委員会のベースキャンプを構えるなど、逆転のために総力を傾け、その結果14,216票差でハンナラ党が逆転勝利を収めた。

#### 忠清北道・忠清南道

団体名	有権者数	投票数	ウリ党	ハンナラ党	民主労働党	国民中心党
忠清北道	1,126,282	616,053	韓凡憲	鄭宇沢	裴昶皓	趙炳世
			ハンボムトク	ジョンウテク	ヘチャンホ	チョビョンセ
		得票数	185,426	361,157	39,095	19,646
		得票率	30.6	59.7	6.5	3.2
忠清南道	1,503,240	838,462	呉盈教	李完九	李鏞吉	李明洙
			オヨンギョ	イワング	イヨンギル	イミョンス
		得票数	178,169	379,420	52,417	209,254
		得票率	21.7	46.3	6.4	25.5

忠清北道知事戦で、ウリ党は2002年大統領選挙の時に打ち出した行政中心複合都市の推進のためには、与党候補が必要だという論理で投票者の心を掴もうとしていた。しかし結果はハンナラ党の鄭宇沢（ジョン・ウテク）候補がウリ党の前忠清北道政務副知事の韓凡憲（ハン・ボムトク）候補を大きく引き離し圧勝した。

忠清南道知事戦では、世論調査でハンナラ党の李完九（イ・ワング）候補がウリ党の呉盈教（オ・ヨンギョ）候補を引き離している中で、忠清南道が地盤である国民中心党の李明洙（イ・ミョンス）候補も健闘したが及ばなかった。

(3) 嶺南圏 (釜山広域市、大邱広域市、蔚山広域市、慶尚北道、慶尚南道)  
釜山広域市・大邱広域市・蔚山広域市

団体名	有権者数	投票数	ウリ党	ハンナラ党	民主労働党	国民中心党	無所属
釜山広域市	2,845,104	1,378,618	呉巨敦	許南植	金錫俊		
			オゴドン	ホナムシク	キム ソクジュン		
		得票数	329,470	895,214	141,061		
		得票率(%)	24.1	65.5	10.3		
大邱広域市	1,885,043	915,060	李在庸	金範鎰	李演宰	朴承國	白承弘
			イジェヨン	キム ホムイル	イ ヨンジエ	パク スングク	ハク スンホン
		得票数	191,131	636,057	35,497	8,764	35,232
		得票率(%)	21.1	70.2	3.9	1	3.9
蔚山広域市	790,289	417,200	深閨名	朴孟雨	盧玉姫		
			シム キュミョン	パクメンウ	ノオクヒ		
		得票数	47,579	261,361	104,384		
		得票率(%)	11.5	63.2	25.3		

この地域の選挙戦は、地盤地域であるハンナラ党が絶対的優位を見せて独走体制を維持していた。ウリ党の呉巨敦（オ・ゴドン）候補、ハンナラ党の許南植（ホ・ナムシク）候補が2004年6月の補欠選挙に続きリターンマッチを繰り広げる釜山広域市長選では許候補が優勢であった。5月25日以前の朝鮮、中央日報世論調査によれば許候補はそれぞれ52.9%、69%の支持率であり、呉候補の18.7%、22%に比べて大幅にリードしていた。

ハンナラ党の朴槿恵代表の地域区である大邱広域市長選では、ハンナラ党の金範鎰（キム・ボムイル）候補が高い支持率を得て、圧勝した。大邱広域市南区庁長を二期務め、元環境部長官のウリ党の李在庸（イ・ジェヨン）候補も奮戦していたが、隔たった支持率の格差を縮めることは難かった。

蔚山広域市長選は、投票前の世論調査では前職のハンナラ党朴孟雨（パク・メンウ）候補が70%代の高い支持率で独走しているなかで、民主労働党の女性候補である盧玉姫（ノ・オクヒ）候補が追撃していたが、支持率が10～20%に終わり、状況の逆転は不可能であった。

慶尚北道・慶尚南道

団体名	有権者数	投票数	ウリ党	ハンナラ党	民主労働党	国民中心党
慶尚北道	2,087,709	1,284,342	朴明在 パク・ミョンジェ	金寛容 キム・グワンヨン		
			得票数	290,358	961,363	
	得票率(%)	23.2	76.8			
慶尚南道	2,375,265	1,373,815	金斗官 キム・ドゥグワン	金台鎬 キム・テホ	文成賢 ムン・ソヒョン	金在珠 キム・ジシユ
			得票数	343,137	852,377	135,823
	得票率(%)	25.4	63.1	10.1	1.4	

慶尚北道知事選は、ハンナラ党の元亀尾（クミ）市長である金寛容（キム・グワンヨン）候補とウリ党の朴明在（パク・ミョンジェ）候補の一騎打ちとなったが、金寛容候補が76.8%の高い得票率で当選した。

慶尚南道知事選では、選挙戦はウリ党の元行政自治部長官金斗官（キム・ドゥグワン）候補がなかなか劣勢から抜け出すことができず、投票前の支持率は、ハンナラ党の前職金台鎬（キム・テホ）候補が金斗官候補を32.6～45%ポイント引き離していた。結果は、予想どおりハンナラ党の金台鎬候補が2期目の当選を果たした。

(4) 湖南圏（光州広域市、全羅北道、全羅南道）

ウリ党、民主党の地盤地域であるこの地域では、予想どおりウリ党と民主党が接戦を繰り広げる中で、光州広域市長選と全羅南道知事選では民主党が、全羅北道知事選ではウリ党優位の状態で選挙戦は進んでいた。

光州広域市

団体名	有権者数	投票数	ウリ党	ハンナラ党	民主党	民主労働党
光州広域市	1,014,620	469,316	趙泳沢 チョ・ヨンテク	韓映 ハン・ヨン	朴光泰 パク・クワンテ	吳秉潤 オ・ビョンソン
			得票数	157,756	18,461	239,884
	得票率(%)	33.9	4	51.6	10.5	

光州広域市長の選挙戦は、民主党の朴光泰（パク・クワンテ）候補がウリ党の趙泳沢（チョ・ヨンテク）候補を大きく引き離す形で進んでいた。ウリ党は、住民のハンナラ党の大勝利に対する牽制心理もあり趙泳沢候補に対する支持率が上昇し、終盤の大逆転も可能であるという期待を持っていた。ウリ党鄭東泳議長<sup>16</sup>は光州で負けることは全体選挙で負けることだと発表し、2006年5月17日の5・18光州民主化運動記念式前夜祭には所属議員102人が光州に集結し、必勝決意を誓った。

一方、ハンナラ党から見ると湖南地域は不毛の土地である。湖南地域での過去

<sup>16</sup> 2006年5月31日現在。その後6月1日に選挙敗北のため引責辞任

得票率を見てみると、2002年の大統領選挙では、李會昌（イ・フェチャン）ハンナラ党候補が4.9%、2004年の総選挙ではハンナラ党候補は0.4%に過ぎなかった。そのため今回の地方選挙では、ハンナラ党も湖南地域に力を注いでいた。選挙運動が始まった5月18日に朴槿恵代表をはじめとするハンナラ党の指導部は光州民主化運動記念式に参加し、光州市で地方選挙出陣式を行った。2007年大統領選挙を見通し、湖南地域の政党支持率を2桁代に上げておくというのがハンナラ党の目標であった。朴槿恵代表も2回以上現地遊説を計画する程光州に対する熱意を見せたが、不意の襲撃事件により留保になった。朴槿恵代表の襲撃事件が湖南住民の心を少しでも動かすことができるのかが注目された。

しかし、結果は事前の予想通り民主党朴光泰候補が圧勝し、ハンナラ党の得票率は4%に止まった。

#### 全羅北道・全羅南道

団体名	有権者数	投票数	ウリ党	ハンナラ党	民主党	民主労働党	
全羅北道	1,429,632	827,387	金完柱 キム ワンジュ	文庸柱 ムン ヨンジュ	鄭均桓 チョン キョフファン	廉京石 ユム キョソク	
			得票数	389,436	62,922	295,891	61,672
			得票率(%)	48.1	7.8	36.5	7.6
全羅南道	1,513,912	973,820	徐凡錫 ソ ホムソク	朴載淳 パク ジェスン	朴峻瑩 パク ジュンヨン	朴雄斗 パク ウンドウ	
			得票数	181,756	55,444	640,894	68,702
			得票率(%)	19.2	5.9	67.7	7.3

ウリ党の支持率が高い全羅北道地域ではウリ党の金完柱（キム・ワンジュ）候補と民主党の鄭均桓（チョン・キョフファン）候補との一騎打ちの様相を呈していたが、ウリ党候補が逃げ切った。

全羅南道知事選では、前職の民主党朴峻瑩（パク・ジュンヨン）候補が教育人的資源部次官出身であるウリ党の徐凡錫（ソ・ボムソク）候補を投票前から引き離し、そのまま圧勝した。

#### (5) 江原道・済州道地域

##### 江原道

団体名	有権者数	投票数	ウリ党	ハンナラ党	民主党	国民中心党	
江原道	1,160,977	681,633	李昌馥 イ チャンボク	金振旻 キム ジンソン	柳在珪 ユ ジェギョ	柳昇珪 ユ スンギョ	
			得票数	148,302	471,613	29,028	19,383
			得票率(%)	22.2	70.6	4.3	2.9

江原道知事選では、3選を狙うハンナラ党の金振旻（キム・ジンソン）候補の独走が続いている中で、ウリ党の李昌馥（イ・チャンボク）候補が追撃を見せていた。朝鮮、中央日報の投票前の世論調査で金候補は62%、79%で圧倒的な支持率を見せている反面、李候補は10%代にとどまっていた。

結果はハンナラ党金振煥候補が70.6%の得票率で見事3選を果たした。

## 済州道

団体名	有権者数	投票数	ウリ党	ハンナラ党	無所属
済州道	411,862	277,003	秦哲薫	玄明官	金泰煥
			チン チョルフン	ヒョンミョングワン	キム テファン
		得票数	44,334	112,774	117,244
		得票率(%)	16.2	41.1	42.7

三つどもえとなった済州知事選挙は、ハンナラ党朴槿恵代表の襲撃事件以後、無所属の金泰煥（キム・テファン）候補とハンナラ党の玄明官（ヒョン・ミョングワン）候補との両者対決に変わっていった。投票前の世論調査では、金泰煥候補が玄明官候補を僅か5～9%ポイントリードする予測不可能な状態が続いていた。特に選挙戦終盤の文化日報の調査では金泰煥候補と玄明官候補がそれぞれ30.0%と26.8%という僅差で熾烈な争いを繰り広げていた。ウリ党の秦哲薫（チン・チョルフン）候補はその時点で12.3%に止まっていた。

結果は、僅か4,470票差で金泰煥候補が辛くも逃げ切った。

## 2 基礎自治団体長選挙

230人を選ぶ基礎自治団体長の選挙でも、やはりハンナラ党が圧勝した。

政党別で見ると、ハンナラ党が全体230人の市長・郡守・区長のうち、67.4%である155人の当選を果たし、民主党が20人、ウリ党が19人、国民中心党は7人、無所属は12.6%の29人が当選した。2002年前回の地方選挙と比較すると、ハンナラ党は15人増加し、民主党は44人から20人へ減少した。したがって、ウリ党の19人と合わせても39人にしかならず、前回より減少したことになる。

ハンナラ党は、ソウル特別市、大邱広域市、大田広域市、江原道地域の基礎自治団体では100%を占めた。その他の地域でも仁川広域市で全体10自治体のうち9の自治体で勝利したのをはじめ全国の67.4%を占め、民主党・ウリ党の支持基盤である湖南地域（全羅北・南道地域）を除くと82%を占めるという圧勝ぶりであった。

ウリ党は湖南地域41の自治体のうち、全羅南道と全羅北道で9人を獲得、その他、京畿道九里市、忠清北道の4ヶ所、忠清南道3ヶ所、慶尚南道の咸陽（ハムヤン）郡と密陽（ミリヤン）市で勝利し、合計19ヶ所を獲得したものの、比較的地域色の薄い首都圏で大敗する結果となった。

民主党は、光州広域市で5ヶ所の区庁長の席を全て獲得した。全羅南道ではウリ党より5ヶ所多い10ヶ所、全羅北道でもウリ党より1ヶ所多い5ヶ所で勝利を収めた。国民中心党は忠清南道の16ヶ所のうち、7ヶ所で勝利を収めたが、民主労働党は1ヶ所も首長を輩出することができなかった。

<表11> 広域・基礎自治団体長の当選結果(人数)と前回(2002年)との比較

	広域自治団体長		基礎自治団体首長													
	02年	06年	団体数	ウリ	ハンナラ		民主党		民主労働		国民中心		自民連		無所属	
				06年	02年	06年	02年	06年	02年	06年	02年	06年	02年	06年	02年	06年
ソウル	ハンナラ	ハンナラ	25		22	25	3									
釜山	ハンナラ	ハンナラ	16		13	15									3	1
大邱	ハンナラ	ハンナラ	8		8	8										
仁川	ハンナラ	ハンナラ	10		8	9	2									1
光州	民主	民主	5				4	5							1	
大田	ハンナラ	ハンナラ	5			5							5			
蔚山	ハンナラ	ハンナラ	5		3	4			2							1
京畿	ハンナラ	ハンナラ	31	1	24	27	4						1		2	3
江原	ハンナラ	ハンナラ	18		15	18	2								1	
忠北	ハンナラ	ハンナラ	12	4	5	5	1						3		2	3
忠南	自民連	ハンナラ	16	3	4	6	2					7	7		2	
全北	民主	ウリ	14	4			9	5							5	5
全南	民主	民主	22	5			16	10							6	7
慶北	ハンナラ	ハンナラ	23		21	19									2	4
慶南	ハンナラ	ハンナラ	20	2	16	14									4	4
済州	民主	無所属	0		1		1								2	
			230	19	140	155	44	20	2	0	0	7	16	0	30	29

このような結果は、盧武鉉政権に対する世論の悪化やウリ党が民主党からの分党によって、多くの地域において支持層を分散させてしまったためと考えられる。加えて、ソウル特別市・京畿道などで広域自治団体長候補への支持が低かったことが他の地方自治体へと大きく影響を及ぼしたものと見られる。

### 3 広域議会議員と比例代表選挙

#### (1) 概括

今回の選挙でのハンナラ党の圧勝は、地方議会議員選でも現われた。湖南地域を除き、ほとんどの地域でハンナラ党が大勝した。地域区市・道議員選では、全体地域区当選者655人のうち、ハンナラ党が519人（79.2%）でウリ党は33人（5.0%）だった。比例代表議員もハンナラ党が38人（48.7%）、ウリ党が19人（24.4%）であった。

<表12> 広域議会議員地域別・政党別当選者現況

(単位：人,%)

市道名	定数		ウリ		ハンナラ		民主党		民主労働		国民中心		無所属
	地域区	比例区	地域区	比例区	地域区	比例区	地域区	比例区	地域区	比例区	地域区	比例区	
ソウル	96	10		2	96	6		1		1			
釜山	42	5		1	42	3				1			
大邱	26	3		1	26	2							
仁川	30	3		1	30	2							
光州	16	3		1			16	2					
大田	16	3		1	16	1						1	
蔚山	16	3			13	2			3	1			
京畿	108	11		2	108	7		1		1			
江原	36	4	1	1	34	2				1			1
忠北	28	3	1	1	25	2							2
忠南	34	4	2	1	19	2					13	1	
全北	34	4	20	2			12	1		1			2
全南	46	5	2	1			43	3		1			1
慶北	50	5		1	47	3				1			3
慶南	48	5		1	44	3			1	1			3
済州	29	7	7	2	19	3		1	1	1			2
合計	655	78	33	19	519	38	71	9	5	10	13	2	14
	100.0	100.0	5.0	2.4	79.2	48.7	10.8	1.1	0.8	1.2	2.0	0.3	2.1

(2) 首都圏（ソウル特別市、仁川広域市、京畿道）

首都圏の市道議会議員選でもハンナラ党が大勝した。特に地域区選挙において、ソウル特別市では地域区の定数を全て占める96人が当選し、前回2002年の選挙に続きハンナラ党が圧勝した。仁川広域市・京畿道でもそれぞれ30人と108人が当選し、結果的に首都圏の地域区では、定数の全てがハンナラ党で独占されたこととなり、首都圏でのハンナラ党の政治基盤がより強化された。

比例代表議会議員では、ソウル特別市がハンナラ党（6人）、ウリ党（2人）、民主党（1人）、民主労働党（1人）の順になり、仁川広域市・京畿道はハンナラ党がそれぞれ2人と7人を、ウリ党がそれぞれ1人と2人、民主党が京畿道で1人、民主労働党も京畿道で1人が当選した。

(3) 忠清圏（大田広域市、忠清北道、忠清南道）

大田広域市では市議会議員地域区の16議席全てをハンナラ党候補が獲得した。忠清北道ではハンナラ党が25人、ウリ党が1人、無所属が2人当選した。忠清南道ではハンナラ党（19人）、国民中心党（13人）、ウリ党（2人）の順となり、国民中心党がハンナラ党に続き、多くの当選者を出した。

比例代表議会議員選では、大田広域市でハンナラ党1人、民主党が1人、ウリ党が1人の当選者を出した。忠清北道ではハンナラ党が2人、ウリ党が1人の当選者を出した。忠清南道ではハンナラ党が2人、ウリ党と国民中心党がそれぞれ1人の当選者を出した。忠清南道・忠清北道では国民中心党の善戦が目立った。

(4) 嶺南圏（釜山広域市、大邱広域市、蔚山広域市、慶尚北道、慶尚南道）

嶺南圏でもハンナラ党が大勝した。釜山広域市、大邱広域市の地域区では全体

当選者数42人と26人の全てをハンナラ党候補が占めた。また、蔚山広域市地域区では全体当選者16人のうち、ハンナラ党の13人と民主労働党の3人が当選し、重工業地域である蔚山広域市の地域的特性が働いたものと考えられる。慶尚北道ではハンナラ党の47人と無所属の3人が当選した。慶尚南道ではハンナラ党の44人と民主労働党の1人、無所属の3人が当選し、無所属の躍進に注目が集まった。

比例代表議会議員選は、釜山広域市でハンナラ党が3人、ウリ党と民主労働党がそれぞれ1人当選した。蔚山広域市ではハンナラ党2人、民主労働党1人が当選した。慶尚北道と慶尚南道ではハンナラ党がそれぞれ3人、民主労働党とウリ党がそれぞれの地域で1人当選した。

#### (5) 湖南圏（光州広域市、全羅北道、全羅南道）

光州広域市地域区では当選者16人を全て民主党が占めた。全羅北道では、全国で唯一ウリ党の候補者が多く当選した。ウリ党が20人、その次に民主党（12人）と無所属（2人）が当選した。全羅南道では民主党（43人）、ウリ党（2人）、無所属（1人）の順となり民主党の躍進が目立った。

比例区議会議員選では、光州広域市では民主党2人、ウリ党1人が当選した。全羅北道でウリ党が2人、民主党と民主労働党がそれぞれ1人当選し、全羅南道では民主党（3人）、ウリ党（1人）、民主労働党（1人）が当選し、湖南圏において民主党の政治基盤が強化されることとなった。

#### (6) 江原道・済州道地域

江原道地域区ではハンナラ党が34人、ウリ党と無所属がそれぞれ1人の当選者を出した。済州道地域区ではハンナラ党が19人、ウリ党が7人、民主労働党が1人、無所属が2人当選した。

比例代表議会議員選では、江原道はハンナラ党が2人、ウリ党が1人、民主労働党が1人の当選者を出した。済州道ではハンナラ党が3人、ウリ党が2人、民主党と民主労働党がそれぞれ1人の当選者を出した。済州道の場合は各党の当選者比率に差がないという特徴がある。

### 4 基礎議会議員と比例代表

#### (1) 概括

基礎議会議員選挙の地域区選挙では、ハンナラ党が1,401人を獲得し全体の55.8%を占めた。その他ウリ党が543人、民主党が233人、民主労働党が52人、無所属が228人当選した。基礎議会議員選挙比例区では、全体当選者375人のうち、ハンナラ党が221人（全体の58.9%）、ウリ党が86人、民主党が43人、民主労働党が14人、国民中心党が11人当選した。

<表13> 基礎議会議員地域別・政党別当選者現況

(単位：人，%)

区分	定数		ウリ		ハンナラ		民主党		民主労働		国民中心		無所属
	地域区	比例区	地域区	比例区	地域区	比例区	地域区	比例区	地域区	比例区	地域区	比例区	地域区
ソウル	366	53	119	22	233	29	10	2	2				2
釜山	158	24	19	7	137	17							2
大邱	102	14	2	1	99	13							1
仁川	97	15	31	5	61	10	1		2				2
光州	59	9	16	4			34	5	8				1
大田	55	8	21	3	30	5					4		
蔚山	43	7	2		25	5			11	2			5
京畿	364	53	103	13	245	38	1		7	2			8
江原	146	23	32	2	92	21							22
忠北	114	17	39	4	61	13			1				13
忠南	152	26	22	2	66	13			1		52	11	11
全北	173	24	85	11			52	10	6	3			30
全南	211	32	34	6			135	26	3				39
慶北	247	37	5	2	183	34			2	1			57
慶南	226	33	13	4	169	23			9	6			35
合計	2,513	375	543	86	1,401	221	233	43	52	14	56	11	228
	100.0	100.0	21.6	22.9	55.8	58.9	9.3	11.5	2.1	3.7	2.2	2.9	9.1

(2) 首都圏（ソウル特別市、仁川広域市、京畿道）

ソウル特別市地域区では、ハンナラ党が全体366人の当選者のうち、63.7%に当たる233人の当選者を輩出した。続いてウリ党が119人（32.5%）、民主党が10人、民主労働党と無所属がそれぞれ2人当選した。仁川広域市地域区では、全体97人の当選者のうち、ハンナラ党が61人（62.9%）、ウリ党31人（32.0%）、民主党1人、民主労働党・無所属2人が当選した。京畿道では全体364人の当選者のうち、ハンナラ党が245人（67.3%）、ウリ党が103人（28.3%）、民主党が1人、民主労働党が7人、無所属が8人当選した。

基礎議会議員比例区においては、ソウル特別市では、全体53人の当選者のうち、ハンナラ党が29人、ウリ党が22人、民主党が2人当選した。仁川広域市では全体当選者15人のうち、ハンナラ党が10人、ウリ党が5人当選し、京畿道では全体53人の当選者のうち、ハンナラ党が38人、ウリ党が13人、民主労働党が2人当選した。

(3) 忠清圏（大田広域市、忠清北道、忠清南道）

地域区選挙の状況を見ると、大田広域市では定数55人のうち、ハンナラ党30人、ウリ党21人、国民中心党4人が当選した。忠清北道は定数114人のうち、ハンナラ党が61人、ウリ党が39人、民主労働党が1人、無所属が13人当選した。忠清南道では定数152人のうち、ハンナラ党が66人、ウリ党が22人、民主労働党が1人、国民中心党が52人、無所属が11人当選した。他の地域に比べてやはり支持基盤である国民中心党が多く議席を得た。

基礎議会議員比例区の場合、大田広域市ではハンナラ党が5人、ウリ党が3人当選した。忠清北道では定数17人のうち、ハンナラ党が13人、ウリ党が4人当選した。忠清南道では定数26人のうち、ハンナラ党が13人、ウリ党が2人、国民中

心党が11人当選し、基礎議会議員比例代表でも国民中心党の当選が多かった。

#### (4) 嶺南圏 (釜山広域市、大邱広域市、蔚山広域市、慶尚北道、慶尚南道)

嶺南圏の場合、釜山広域市地域区では全体当選者158人のうち、ハンナラ党137人(86.7%)、ウリ党19人、無所属2人が当選した。大邱広域市では定数102人のうちハンナラ党が99人(97.1%)、ウリ党が2人、無所属が1人当選した。工業都市の蔚山広域市では、定数43人のうち、ハンナラ党が25人、ウリ党が2人、民主労働党が11人、無所属が5人当選し、やはり民主労働党の善戦が目立った。慶尚北道では定数247人のうちハンナラ党が183人(74.1%)、ウリ党が5人、民主労働党が2人、無所属が57人当選した。慶尚南道では定数226人のうちハンナラ党が169人(74.8%)、ウリ党が13人、民主労働党が9人、無所属が35人当選し、無所属の躍進が目立った。

基礎議会議員比例区の場合、釜山広域市では定数24人のうち、ハンナラ党が17人、ウリ党が7人当選した。大邱広域市では定数14人のうちハンナラ党が13人、ウリ党が1人当選し、蔚山広域市では定数7人のうち、ハンナラ党が5人、民主労働党が2人当選した。慶尚北道では定数37人のうち、ハンナラ党が34人、ウリ党が2人、民主労働党が1人当選した。慶尚南道で定数33人のうち、ハンナラ党が23人、ウリ党が4人、民主労働党が6人当選した。

#### (5) 湖南圏 (光州広域市、全羅北道、全羅南道)

光州広域市地域区では定数59人のうち、ウリ党が16人(27.1%)、民主党が34人(57.6%)、民主労働党が8人、無所属が1人当選した。全羅北道では定数173人のうち、ウリ党が85人(49.1%)、民主党が52人(30.1%)、民主労働党が6人、無所属が30人(17.3%)当選した。全羅南道では定数211人のうち、民主党が135人(64.0%)、ウリ党が34人(16.1%)、民主労働党が3人、無所属が39人(18.5%)当選した。特に湖南圏では支持基盤である民主党は多数議席を獲得し、また無所属の躍進も目立った。

基礎議会議員比例区の場合、光州広域市ではウリ党が4人、民主党が5人当選した。全羅北道では定数24人のうち、ウリ党が11人、民主党が10人、民主労働党が3人当選した。全羅南道では定数32人のうち、民主党が26人、ウリ党が6人当選した。

#### (6) 江原道

江原道地域区では定数146人のうち、ハンナラ党が92人(63.0%)、ウリ党が32人(21.9%)、無所属が22人(15.1%)当選したが、無所属候補者が多く当選したことが特徴と言える。

基礎議会議員比例代表の場合は、定数23人のうち、ハンナラ党が21人、ウリ党が2人当選した。

## (7) 濟州道

2006年7月1日濟州特別自治道設置に伴い、基礎自治団体であった2市・2郡は地方自治体でない2つの行政市となり、そのため基礎自治団体議会も存在しないものとなった<sup>17</sup>。

---

<sup>17</sup> 濟州特別自治道設置法第15条

## 第5章 当選者の分析と選挙後の評価

### 第1節 当選者の分析

#### 1 自治団体長の現職の再選率

広域自治団体長の再選は全体16自治団体のうち釜山広域市、仁川広域市、光州広域市、蔚山広域市、江原道、慶尚南道、全羅南道の7団体であった。現職の出馬で敗れたのは大田広域市のウリ党公認廉弘喆候補のみであった。

基礎自治団体長の現職の出馬政党別当選結果を見ると、全体230人のうち、68.7%の158人が再出馬し、そのうちの71.5%（113人）が当選を果たした。政党別に見ると、ウリ党は17人を公認して47.1%の8人が当選した。一方、ハンナラ党は82人を再公認して92.7%の76人が当選を果たしたことで、特定地域での確かな支持力と党の威力を遺憾なく発揮した。また、民主党は10人を再公認して7人を、国民中心党は5人を公認して5人全員が当選を果たした。

<表14> 基礎自治団体長の政党別現職公認者比当選者 (単位：人,%)

現職所属政党	公認候補者及び候補者数	当選者数	当選率
ウリ党	17人	8人	47.1%
ハンナラ党	82人	76人	92.7%
民主党	10人	7人	70.0%
国民中心党	5人	5人	100%
無所属	44人	17人	38.7%
合計	158人	113人	

一方、無所属で再出馬した現職団体長の場合、44人のうち、38%の17人が当選しており、現職であっても無所属での出馬がいかに難しいことなのかを表している。1995年地方選挙以来、次第に無所属の割合は減少している。特に、基礎自治団体長の無所属の割合が著しく減少しており、韓国地方選挙における政党支配力の拡大を裏付けている（表15参照）。

<表15> 地方選挙当選人中の無所属の割合

(単位：人,%)

(単位：%)		全体当選人数	無所属	割合
1995年地方選挙	広域団体長	15	2	13.33
	広域議員	874	152	17.39
	基礎団体長	230	53	23.04
	基礎議員	4,541		
1998年地方選挙	広域団体長	16	0	0.00
	広域議員	616	39	6.33
	基礎団体長	232	44	18.97
	基礎議員	3,489		
2002年地方選挙	広域団体長	16	0	0.00
	広域議員	609	26	4.27
	基礎団体長	232	30	12.93
	基礎議員	3,485		
2006年地方選挙	広域団体長	16	1	6.25
	広域議員	655	14	2.14
	基礎団体長	230	29	12.61
	基礎議員	2,513	228	9.07

## 2 職業・学歴別分析

当選者の職業別に分析すると、まず首長において政治家と公務員の比率が高いことが分かる。広域自治団体長では75.0%、基礎自治団体長では、69.6%と圧倒的多数を占めた。次に、広域議会議員の当選者は地方議員・政治家の割合が高く地域区当選者では48.2%を占めている。基礎議会議員当選者は、地方議員・政治家が多い中、各産業出身者も多く選出されている。これは最も住民に密着した基礎議会議員選挙では各地の地域性が反映されていることを現しているといえる。また、政治家は地区党の委員長や国会議員補佐官、市・道の党幹部がほとんどで政党公認制による恩恵を受けているといえる（表16参照）。

<表16> 選挙別当選者職業

(単位：人)

区分	合計	地方議員	政治家	農・畜産業	商業	鉱工業	運輸業	水産業	建設業	マスコミ	金融業	薬剤師・医者	弁護士	宗教家	会社員	教育者	情報通信業	出版業	公務員	無職	その他	
広域団体長	16		6										1			1			6		2	
基礎団体長	230	9	71	1	6		2		3		1		1		1	7			89	8	31	
広域議員	地域区	655	147	169	38	42		5	3	27		7	6	1		17	16	4	1	14	13	145
	比例代表	78	3	25	6	3	1	1	1				6			3	11	1	1		1	15
基礎議員	地域区	2,513	623	307	286	284	13	24	15	143	3	29	8		1	95	27	6	5	18	52	574
	比例代表	375	3	76	18	19				6		2	5		1	8	21		1	1	32	182

当選者の学歴で見ると高学歴化の状況がはっきりと見て取れる。高校卒業以上の学歴を持つ者は、1998年（80.09%）、2002年（80.12%）の地方選挙でも8割を超えていたが、今回の選挙では88.9%と9割に近づいた。しかし、高校卒業者のうち大学卒業未満（専門学校卒など）の学歴を持つ者の割合は減少している。すなわち、大学卒業以上の学歴を持つものが、1998年（36.31%）、2002年（40.24%）と比較し、今回は62.5%に達しており大きく増加しているということである。

<表17> 地方選挙当選者の学歴別変化

(単位：%)

(単位：%)	1998年地方選挙	2002年地方選挙	2006年地方選挙
合計	100.00	100.00	100.00
未記載	6.75	2.12	2.79
独学(無学)	2.28	2.23	0.24
小学校中退	0.00	0.03	0.02
小卒	3.00	5.29	2.21
中学校中退	0.40	1.97	0.51
中卒	7.48	5.26	3.82
高校在学中	0.00	0.31	0.00
高校中退	2.78	2.67	1.51
高卒	31.62	21.64	13.71
短期大学中退	0.00	0.21	0.00
専門大学卒	3.56	6.85	0.00
大学中退	5.82	3.55	2.39
大学在学中	0.00	7.63	10.30
大学卒	27.83	22.94	33.67
大学院修了	1.64	1.67	2.35
大学院在学中	0.00	3.21	7.42
大学院卒	6.84	12.42	19.06

### 3 性別・年齢別分析

今回の地方選挙において基礎自治団体長選挙に出馬した女性候補は、ソウル特別市4人、仁川広域市3人、京畿道5人、慶尚南道3人など、全体で23人にのぼり、ソウル特別市、大邱広域市、仁川広域市で計3人の区庁長が誕生した。2002年の統一地方選挙での2人に比べ、1人増となったが、韓国社会では女性の団体長は少ないといえる。

一方、年齢では50代が40.1%と最も多く、次いで40代(39.7%)、60代(13%)、30代(6.5%)の順となった。前回2002年地方選挙と比較して、基礎議会議員を除いては若干高齢化が進んだ。

<表17> 性別・年齢別当選者数

(単位：人,%)

区分	計	性別		年齢別						
		男	女	30歳未満	30代	40代	50代	60代	70歳以上	
合計	3,872	3,344	528	12	250	1,539	1,551	505	15	
比率(%)	100	86.4	13.6	0.3	6.5	39.7	40.1	13.0	0.4	
市・道知事	16	16	-	-	-	2	9	5	-	
区・市・郡長	230	227	3	-	-	36	120	71	3	
市・道議員	地域区	655	623	32	1	44	278	256	75	1
	比例代表	78	21	57	-	8	27	27	15	1
	教育議員	5	5	-	-	-	-	1	4	-
区・市・郡議員	地域区	2,513	2,403	110	6	165	1,061	996	277	8
	比例代表	375	49	326	5	33	135	142	58	2

## 第2節 今回の地方選挙に対する評価と問題点

### 1 与党の惨敗とその影響

今回の地方選挙の結果を分析すると、国会で143議席を持つ巨大与党のウリ党が惨敗、ハンナラ党の歴史的圧勝ということに尽きる。実際、ウリ党は、首都圏広域議会議員選挙で1人の当選者も出すことができない結果となった。基礎自治団体長選でも、与党ウリ党は230の基礎自治団体のうち19自治団体を獲得するに止った。このような結果は盧武鉉政府に対する不満が地方選挙に強く表われたと言える。

具体的には、経済に対する管理能力の不足と市場管理能力の不足、不動産価格の高騰、貧富の格差を解消するための政策づくりが立ち遅れたこと、そしてその対策からの副作用、社会的葛藤や分裂の助長、リーダーとしての不適切な言行などが根本的な不満の原因であった。

その他の要因としては、今回の地方選挙から基礎議会議員選挙にも政党公認制を取り入れた点である。学界と市民団体、一般世論の否定的な反応にもかかわらず、与・野党は基礎議会議員まで政党公認の対象にした。地方自治団体長の候補及び地方議会議員候補の公認権を実際に掌握した国会議員たちは自分の地域区に対する支配力を一層強化した。有権者の「脱政治家への要求」と政党が主導した「政党化」の試みが衝突した結果、政党そのものの存続が危ぶまれるほどの衝撃を与党が受けることとなった。

しかし、地方選挙で与党が負けたのは今回が初めてではなく、1995年と2002年の統一地方選挙でも野党の首長の当選割合が圧倒的に高かった(表19参照)。したがって、今回の結果が即座に今後の政局や2007年の大統領選挙に反映されるとはいえないという見方もある。

<表19> 歴代の地方選挙における野党の団体長の割合（野党首長数 / 全体数）

	1995年地方選挙	1998年地方選挙	2002年地方選挙	2006年地方選挙
広域団体長	10/15 ( 66.67% )	6/16 ( 37.50% )	12/16 ( 75.00% )	15/16 ( 93.75% )
基礎団体長	160/230 ( 69.57% )	119/232 ( 51.29% )	188/232 ( 81.03% )	211/230 ( 91.74% )

1998年時の与党は国民会議・自民連の共同政権であった。

## 2 首長と地方議会の同一政党支配による弊害

今回の選挙において、広域自治団体の場合、首長と地方議会の多数派政党が同じ団体は93.75%にのぼり、基礎自治団体の場合は74.35%となった。首長－地方議会の多数派政党が異なる場合は、広域自治団体の場合は存在せず、基礎自治団体の場合でも11.3%に過ぎない。比例代表を除けば、7つの広域自治団体議会で特定政党が100%議席を占めた。

このような団体長と地方議会の同質化により、地方行政に対する地方議会の牽制と監視機能が弱まることが危惧される。

<表20> 2006年統一地方選挙における団体長と地方議会多数党の状況

	同一	相違	競合	その他
広域自治団体	15/16 (93.75%)	-	-	1/16 (6.25%)
基礎自治団体	171/230 (74.35%)	26/230 (11.3%)	4/230 (1.74%)	29/230 (12.61%)

「その他」は団体長が無所属の場合

## 3 政党公認制の拡大とそれに対する評価

今回の統一地方選挙で新しく導入された制度は、基礎議会議員に対する政党公認制であった。地方自治学界や市民団体の反対、国民の否定的な世論にもかかわらず政府は基礎議会議員に対する政党公認制導入を強行した。

地方選挙における政党公認制は、責任政治の原理を実現し、政治的人物を選別・養成し、政党政治の発展に寄与できる要素として評価される。しかしその反面、現在韓国社会で脱政治家の欲求が強まっている中、中央政治の地方政治に対する支配力が強化され、市民の政治家を希望する者にとって政界進出の障壁となったという問題も提起された。

#### 4 低い投票率

2006年統一地方選挙の投票率は、51.6%を記録した<sup>18</sup>。これは、2002年の48.9%に比べるとやや増加したものの、1995年と1998年の地方選挙の投票率には及ばず、とても低い水準である。地方選挙に対する投票率が低いということは、地方選挙への関心が少なく、地方自治に対する信頼が高くないためではないかと考えられる。また、4つの選挙を同時に行う統一地方選挙も投票率を下げる原因になっている。6人の候補を選ぶためには、例えば3倍の競争率の場合18人の候補に対する評価をしなければならず、有権者の投票意識にも影響があるのではないかと考えられる。

---

<sup>18</sup> 第4章第1節投票率 参照

## おわりに

2006年統一地方選挙はハンナラ党の歴史的な大勝利で幕を閉じた。

勝敗の結果は大方予想されていたとはいえ、ハンナラ党の圧倒的な勢力に与党ウリ党は太刀打ちできなかった。今回の統一地方選挙は「民主主義の勝利」、「政治的津波」、「政権に対する退場宣言」、「事実上の政権不信任」、「2回目の弾劾」などと評された。

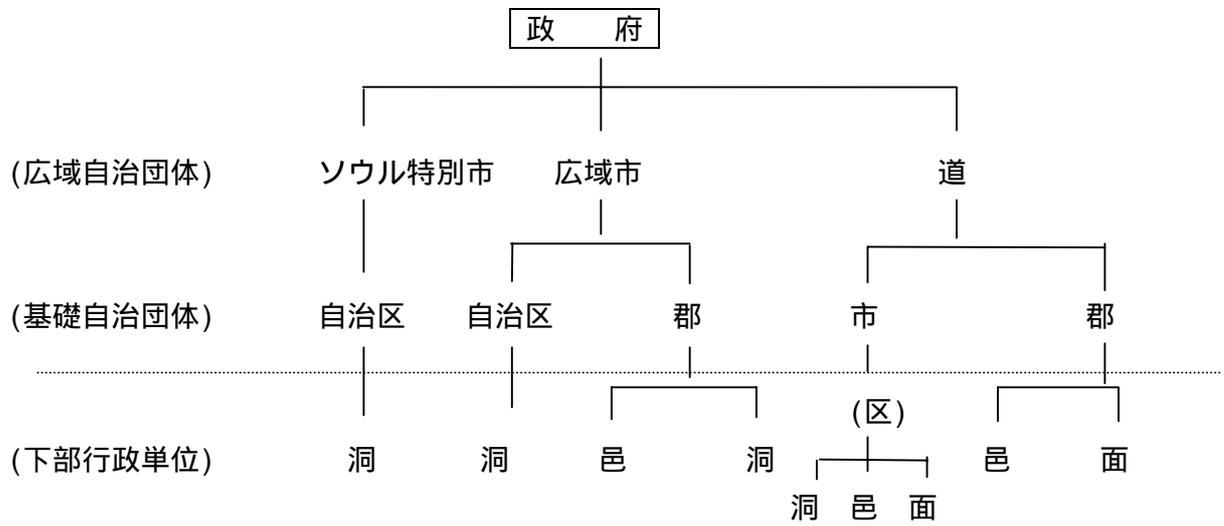
地方選挙の期間中から世論の目は既に2007年12月の大統領選挙に向き、各党も来るべき選挙のための準備を着々と行っていた。選挙後、ウリ党代表議長は引責辞任し、ハンナラ党首は大統領選挙に控え辞職した。今回の地方選挙は大統領選挙の前哨戦の意味合いを持ち、国民の現盧武鉉政権・政権与党に対する政治的不信が如実に現れた

結果といえる。その後も様々な要因から盧武鉉大統領の支持率は下降線をたどり、最終的にウリ党を離党するに至った。今回の地方選挙の結果から即座に次期大統領を予想することは困難だが、確実に政局に変化が起きている。

また、地方政府の観点から見てみると、地方議会に対する政党の関与の増大、自治体長と議会の同一政党支配の問題等の地方自治の推進から逆行しているという批判もある。民選第4期目となる統一地方選挙であったが、国民の政治不信、低い投票率ともあいまって、今後課題を残すものとなった。

資料編

<資料1> 地方自治団体の階層構造



< 資料 2 > 2006年度第 4 回全国同時地方選挙事務日程

施行日程	実施事項	基準日	関係法条
～ 2005.12.15	人口数などの通報	人口基準日(予備候補者登録申請開始日が重なる月の前々月の末日)後15日まで	規 2
～ 1.21	選挙費用制限額公告	予備候補者登録申請開始日前10日まで	規26の2 規51
1.31～	予備候補者登録(市・道知事選挙)	選挙日前120日から	法60の2
～ 3.2	郷土予備軍小大将、住民自治委員会議員、通・里・班の長が選挙事務関係者などになろうとしている時、その職の辞職	選挙日前90日まで	法60
3.2～5.31	議会政治活動報告禁止	選挙日前90日から選挙日まで	法111
3.19～	予備候補者登録(その他、地方選挙)	選挙期間開始日前60日から	法60の2
4.1～5.31	地方自治団体長の選挙に影響を及ぼす行為禁止	選挙日前60日から選挙日まで	法86
～ 4.1	公務員など立候補制限対象者の辞職期限	選挙日前60日から(国会議員などは候補者登録申請日まで)	法53
5.12～5.16	選挙人名簿作成 不在者申告 不在者申告人名簿作成	選挙日前19日から5日以内	法37.規10 法38.規11
5.16～5.17	候補者登録申請 (毎日午前9時～午後5時)	選挙日前15日から2日間	法49.規20
～ 5.20	宣伝張り紙・不在者用書物型選挙公報提出	候補者登録締め切り日後3日まで	法64 .65 .規29 . 30
～ 5.22	宣伝張り紙貼付	提出締め切り日後2日まで	法64 規29
	不在者投票用紙及び案内文発送 (書物型選挙公報同封)	選挙日前9日まで	法49 .65 154 規77
～ 5.23	書物型選挙公報提出	候補者登録締め切り日後6日まで	法65 規31

施行日程	実施事項	基準日	関係法条
5.24	選挙人名簿確定	選挙日7日前	法44
5.25~26	不在者投票(午前10時~午後4時)	選挙日6日前から2日間	法148 法155
~5.26	投票案内文発送 (書物型選挙公報同封)	選挙人名簿確定日後2日まで	法153 6 5 規76
	開票所公告	選挙日前5日まで	法173
5.31	投票(午前6時~午後6時)	選挙日	法10章
	開票(投票終了後即時)		法11章
~6.10(~6.12)	選挙費用補填請求	選挙日後10日まで	法122の2 規51の3
~6.30	寄託金返還及び差引明細書送付	選挙日後30日以内	法57 規25
	選挙費用収入・支出報告書提出	選挙日後30日まで	政治資金法 40 政治資金事務管理 規則40
~7.30(~7.28)	選挙費用補填	選挙日後60日以内	法122の2 規51の3

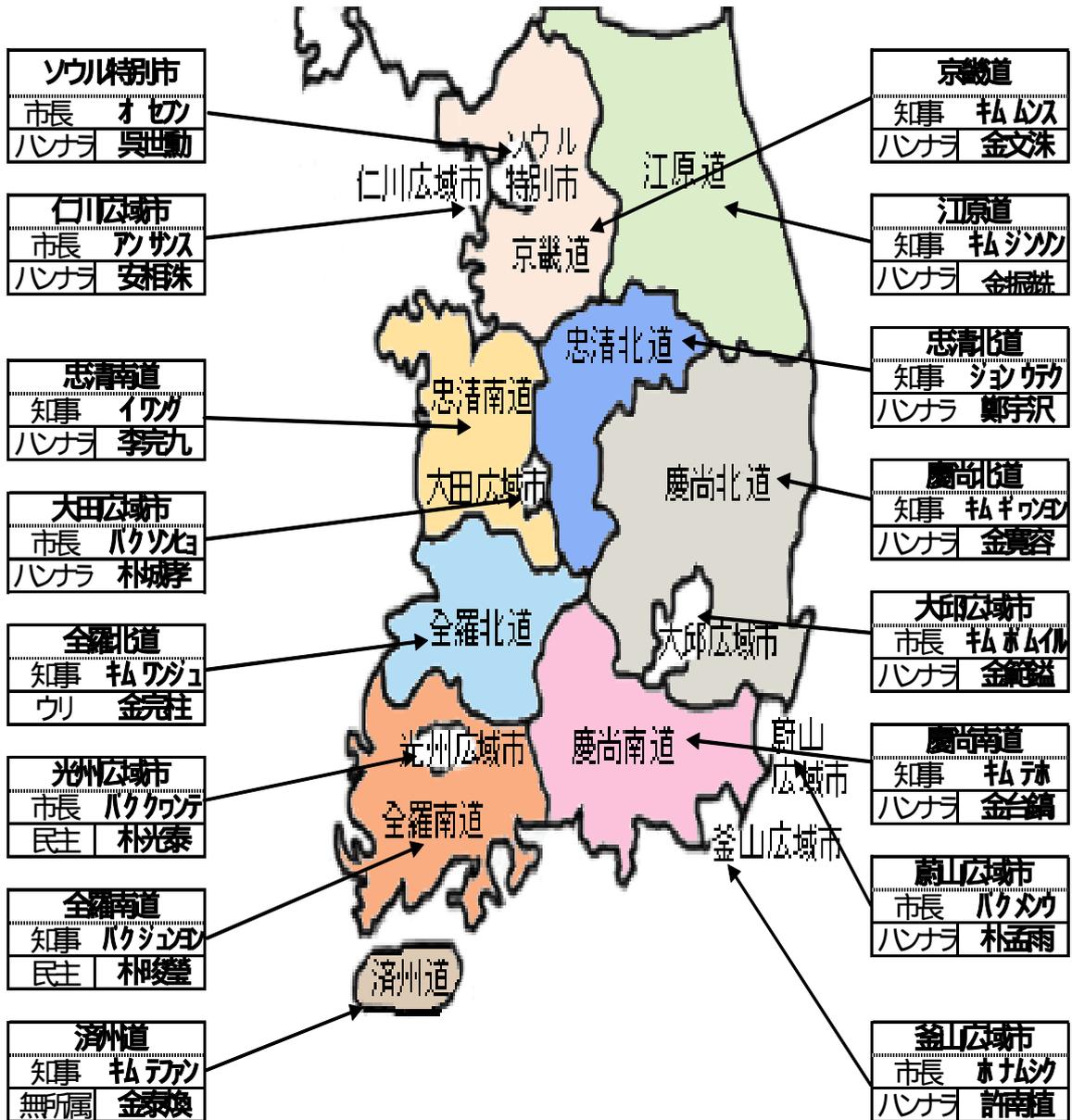
「公職選挙法」は「法」、「公職選挙管理規則」は「規」で表記

< 資料 3 > 地方選挙制度一覧

<p>選挙権</p>	<p>1 . 選挙日現在19歳以上の国民であり選挙人名簿作成基準日現在、当該地方自治体の所轄区域の中に住民登録されている者。</p> <p>2 . 「出入国管理法」第10条（滞留資格）の規定による永住滞留資格取得日後3年が経過した19歳以上の外国人であり第37条第1項の選挙人名簿作成基準日現在「出入国管理法」第34条（外国人登録票等の作成及び管理）の規定によって当該地方自治団体の外国人台帳に登載されている者</p> <p>2005年10月公職選挙法改正によるアジア初の制度となった。国会議員選、大統領選への選挙権は韓国籍を取得していない者は投票できない。</p>
<p>選挙権のない者</p>	<p>選挙日現在、以下のうちのひとつでも該当する事項がある場合、選挙権を有さない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁治産宣告を受けた者。</li> <li>・ 禁固以上の刑の宣告を受けてその執行が終了していない者または、刑の執行を受けないことが確定していない者</li> <li>・ 選挙犯、「政治資金法」第45条（政治資金不正受渡罪）及び第49条（選挙費用関連違法行為に関する罰則）に規定された罪を犯した者、または大統領・国会議員・地方議会議員・地方自治体の長としてその在任中の職務と関連して「刑法」（「特定犯罪加重処罰などに関する法律」第2条によって加重処罰となる場合を含む）第129条（収賄、事前収賄）ないし第132条（斡旋収賄）、「特定犯罪加重処罰などに関する法律」第3条（斡旋収賄）に規定された罪を犯した者で、100万ウォン以上の罰金刑の宣告を受けてその刑が確定した後5年または、刑の執行猶予の宣告を受けてその刑が確定した後10年を経過していない、また、懲役刑の宣告を受けてその執行を受けないことが確定した後またはその刑の執行が終了または免除された後10年を経過していない者（刑が失効になった者も含む）。</li> <li>・ 法院の判決または他の法律によって選挙権を停止または喪失した者。</li> </ul>
<p>被選挙権</p>	<p>選挙日現在、当該地方自治体の所轄区域の中に続けて60日以上住民登録されている住民であり、満25歳以上の国民</p>
<p>被選挙権のない者</p>	<p>選挙日現在、以下のうちのひとつでも該当する事項がある場合、被選挙権を有さない。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁固以上の刑の宣告を受けてその刑が失効していない者</li> <li>・ 法院の判決または他の法律によって被選挙権を停止または喪失した者</li> </ul>	
選挙区と定数	自治団体首長選挙（広域自治団体長16、基礎自治団体長230）	当該地方自治団体の管轄区域から1名（法20）	
	広域議会議員選挙	地域選挙区（655議席）	管轄区域内の自治区・市・郡（一つの自治区・市・郡が2以上の国会議員地域選挙区となった場合には国会議員地域選挙区のことをいい、行政区域の変更で国会議員地域選挙区と行政区域が合致しなくなった時には行政区域をいう）ごとに2人となるように選挙区を設定し、地域区ごとに1人を選出（下限16人）法22条～、20、26
		比例代表（78議席）	当該市・道を単位とし、地域選挙区議員定数の10/100。端数を1名とし、下限3人（法22、20）
	基礎議会議員選挙	地域選挙区（2,513議席）	市・道別自治区・市・郡議会議員の総定数は公職選挙法で定められ、自治区・市・郡議会の議員定数は当該市・道の総定数範囲内で当該市・道の自治区・市・郡議員選挙区画定委員会が自治区・市・郡の人口と地域代表性を考慮して、中央選挙管理委員会規則が決める基準により定める 下限7人。（法24、） 一つの自治区・市・郡議員地域区で選出する地方区自治区・市・郡議員定数は2人以上4人以下とし、その自治区・市・郡議員地方区の名称・区域および議員定数は市・道条例で定める。（法26）
	比例代表（375議席）	当該自治区・市・郡を単位とし、自治区・市・郡議員定数の10/100 端数は1名とする（法20、23）。	

<資料4> 広域自治団体長当選者の分布



## 参考文献

- 1 第4回全国同時地方選挙総覧 中央選挙管理委員会 2006年
- 2 公共政策21 6月号 韓国公共自治研究院 2006年
- 3 5.31 地方選挙と今後の発展課題(セミナー)  
地方選挙、自治そして国家発展 李鍾珠 2006年
- 4 5.31地方選挙が公明に成し遂げられるには シン・ドゥチョル 2006年
- 5 「韓国の国会と第17代総選挙結果分析について」  
(クレアレポートNo.260 2005年1月)
- 6 「大韓民国の2002年統一地方選挙」  
(クレアレポート No.236 2002年11月)
- 7 「大韓民国の1998年統一地方選挙」  
(クレアレポート No.181 1999年3月)

## 参考ホームページ

- 1 韓国中央選挙管理委員会 (<http://www.nec.go.kr/>)
- 2 開かれたウリ党 ([http://uparty.or.kr/3th\\_main/](http://uparty.or.kr/3th_main/))
- 3 ハンナラ党 (<http://www.hannara.or.kr/>)
- 4 民主党 (<http://www.minjoo.or.kr/index.htm>)
- 5 民主労働党 (<http://www.kdlp.org/>)
- 6 国民中心党 (<http://www.mypfp.or.kr/>)

## 執筆者

嚴泰浩調査チーム長

垂水洋所長補佐(2005年4月～2007年3月ソウル事務所勤務)